

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例
(仮称)」 骨子 (案)

平成22年10月
農水商工部

目次

1	総則	
	①目的	・・・ 1
	②定義	・・・ 1
	③基本理念	・・・ 2
	④県の責務	・・・ 2
	⑤農業者等の役割	・・・ 3
	⑥県民の参加等	・・・ 3
	⑦財政上の措置	・・・ 3
	⑧推進体制の整備	・・・ 3
2	基本計画	・・・ 4
3	食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策	
	(1) 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保	
	①水田の最適な利用の促進	・・・ 5
	②園芸等産地の形成の促進	・・・ 5
	③畜産業の健全な発展	・・・ 5
	④安全・安心農業生産の取組の促進	・・・ 5
	⑤農産物の安全・安心の確保	・・・ 5
	(2) 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	
	①多様な農業経営の確立	・・・ 6
	②技術及び知識の向上	・・・ 6
	③農地の安定的利用等	・・・ 6
	(3) 地域の特性を生かした農村の振興	
	①農村の総合的な振興	・・・ 7
	②多面的機能の維持増進及び中山間地域等の振興	・・・ 7
	③野生鳥獣による被害の防止	・・・ 7
	(4) 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出	
	①新たな価値の創出に向けた取組の促進	・・・ 8
	②認証制度等の推進	・・・ 8
	③食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進	・・・ 9
4	地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援	・・・ 10

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（仮称）骨子（案）

1. 総則

① 目的

この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、県の責務及び農業者等の役割を明らかにすること等により、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とします。

② 定義

この条例において、用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- ア) 多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいいます。
 - イ) 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいいます。
 - ウ) 食品産業事業者 食品に係る製造業及び流通業の事業者その他食品に係るサービスを提供する事業者をいいます。
 - エ) 地産地消 地域で生産される農産物を当該地域において消費又は利用すること及び地域の需要に応じた生産を当該地域で行うことをいいます。
 - オ) 安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進される農業生産活動をいいます。
-

③ 基本理念

食を担う農業及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要であることにかんがみ、次に掲げる事項が行われることを基本とします。

- ア) 農産物については、その安全性が確保され、安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることにかんがみ、需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、農産物の供給が安定的に行われること。
- イ) 農業については、県民に求められる農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること。
- ウ) 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていることにかんがみ、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、地域の特性を生かした活力の向上及び生活環境の整備により、その振興が図られること。
- エ) 農業及び農村の新たな価値の創出については、県民の多様化する期待にこたえる価値を創出し、提供していくことが不可欠であることにかんがみ、県民と農業者等の相互理解を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、その促進が図られること。

④ 県の責務

- ア) 県は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施する責務を有します。
- イ) 県は、農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨として、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を講じます。
- ウ) 県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の実施に当たっては、市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、協働するよう努めます。

⑤ 農業者等の役割

- ア) 農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努めることとします。
 - イ) 農業者等は、食を担う農業及び農村の活性化に関する取組を行うに当たっては、県、市町、食品産業事業者その他関係者との連携協力を努めることとします。
 - ウ) 農業者等は、農業生産及びこれに関連する活動を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努めることとします。
-

⑥ 県民の参加等

県民は、食に関する知識並びに農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努めることとします。

⑦ 財政上の措置

県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとします。

⑧ 推進体制の整備

県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、食品産業事業者その他関係者と円滑な連携及び協働を図り、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備します。

2. 基本計画

- ア) 知事は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めます。
 - イ) 基本計画には、食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な方針、主要な目標その他必要な事項について定めます。
 - ウ) 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行います。
 - エ) 知事は、基本計画を定め、又は基本計画の基本的な方針及び主要な目標を変更しようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることとします。
 - オ) 知事は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表します。
 - カ) 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について公表します。
-

3. 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

(1) 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保

① 水田の最適な利用の促進

県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の需要に応じた生産及び供給の促進、生産性の向上に資する活動への支援その他必要な施策を講じます。

② 園芸等産地の形成の促進

県は、園芸等産地の形成の促進を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上に資する活動への支援その他必要な施策を講じます。

③ 畜産の健全な発展

県は、畜産の健全な発展を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講じます。

④ 安全・安心農業生産の取組の促進

県は、安全・安心農業生産の取組を促進するため、安全・安心農業生産に関する技術の普及その他必要な施策を講じます。

⑤ 農産物の安全・安心の確保

県は、農産物の安全・安心に対する消費者の信頼を確保するため、生産、加工及び流通の各過程における安全管理の定着及び高度化の促進その他必要な施策を講じます。

(2) 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

① 多様な農業経営の確立

- ア) 県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講じます。
- イ) 県は、農業に係る経営意欲を有する者の就農及び経営能力を有する者の参入を促進するため、農業の技術及び経営方法の習得機会の提供、農地の取得又は借受けに関する情報提供その他必要な施策を講じます。
-

② 技術及び知識の向上

県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な施策を講ずるとともに、それらの成果の普及に努めます。

③ 農地の安定的利用等

- ア) 県は、農業生産に必要な農地の確保及び農地の安定的かつ有効的な利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地の利用の集積、遊休農地の利用の促進その他必要な施策を講じます。
- イ) 県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の向上及び維持に資する計画的な整備の推進その他必要な施策を講じます。
-

(3) 地域の特性を生かした農村の振興

① 農村の総合的な振興

県は、農村の総合的な振興を図るため、農業者等の地域の特性を生かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進、生活環境の計画的な整備の推進その他必要な施策を講じます。

② 多面的機能の維持増進及び中山間地域等の振興

ア) 県は、農業及び農村の有する多面的機能の維持増進を図るため、農地、農業用水その他の農業資源の適切な管理の促進その他必要な施策を講じます。

イ) 県は、中山間地域等における適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための施策その他必要な施策を講じます。

③ 野生鳥獣による被害の防止

県は、野生鳥獣による農産物の被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講じます。

(4) 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

① 新たな価値の創出に向けた取組の促進

県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、次に掲げる取組の促進に関して必要な施策を講じます。

- ア) 食品産業事業者その他関係者と連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組
- イ) 農産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動による商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組
- ウ) 消費者と直接的なつながりを持つことによる農産物若しくは商品の生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組
- エ) 農業生産の現場、農産物、農村の景観その他地域の農業及び農村に係る観光資源の特徴を活用して、役務の開発、提供又は需要の開拓を行う取組
- オ) 自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して、農産物又はその加工品を輸出する取組
- カ) 上記のほか、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るために必要な取組

② 認証制度等の推進

県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品の認証制度等を推進する次に掲げる施策を講じます。

- ア) 特に優れた品質の農産物又はその加工品の周知を図り、三重県の知名度の向上を図る施策
 - イ) 一定の基準を満たした安全・安心農業生産の下で生産される農産物の周知を図る施策
 - ウ) 食品産業事業者と連携し、地産地消を一層推進することにより県民が県内で生産された農産物又はその加工品に触れ、親しむ機会の拡大を図る施策
 - エ) 上記のほか、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を定着させるために必要な施策
-

③ 食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進

- ア) 県は、県民と農業者等の相互理解の促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域その他の様々な場において、食育の推進に関する活動が地域の特性を生かしつつ展開されるよう、情報及び意見の交換の促進、人材の育成その他必要な施策を講じます。
 - イ) 県は、県民と農業者等との間の交流の促進を図るため、農産物の生産、加工及び流通の各過程における学習機会の確保、体験活動の促進その他必要な施策を講じます。
 - ウ) 県は、学校、事業所等において、地産地消に関する理解を促進するため、学校給食、事業所の食堂等における地域で生産された農産物の消費、又は利用の促進その他必要な施策を講じます。
-

4. 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援

- 7) 県は、農村地域団体（下記のいずれかに該当する団体をいう。）による農地その他農村の資源を有効に活用して農業者等が連携して行う地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に資する計画的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、当該農村地域団体が掲げる目標及びその達成を図るための方針を定めた計画の策定並びにこれに基づく活動に対し、専門的知識を有する人材の参画、情報の提供及び助言その他必要な措置を講じます。
- i 集落（その活動区域は農業振興地域その他知事が特に必要と認めた地域内に限る。）を基礎とした農業者その他住民の組織する団体
 - ii 野菜指定産地又は果樹農業振興計画広域濃密生産団地で農産物の生産又は出荷を行う者の組織する団体
 - iii 上記に規定する団体に準ずるものであって知事が適当と認める団体
- イ) 県は、地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に取り組む農業者の組織化を促進するため、市町と連携し、農業者の意欲の増進その他必要な措置を講じます。
- ウ) 県は、農村地域団体の取組を円滑かつ効果的に推進するため、市町と連携し、必要な推進体制を整備します。
-

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（仮称）
の考え方（素案）から骨子（案）での修正点について

1. 農業への新規就農や新規参入について

【ご意見の要旨】

「農業についての経営意欲や経営能力を持つ者の参入の促進」についての記載はあるが、この内容では、企業等の参入促進の意味合いが強く、農家の後継者などの新規就農の促進を含むとは読み取りにくい。

【修正内容】

骨子の3（2）①「多様な農業経営の確立」のイで「農業に係る経営意欲を有する者の就農及び経営能力を有する者の参入を促進」と修正し、新規就農の促進を明確化します。（6 p）

2. 土地基盤整備について

【ご意見の要旨】

農業生産整備の計画的な整備の推進とあるが、基盤整備がある程度進んできており、これからは、基盤整備に加え、整備した基盤を維持していく取組も重要となるので、その旨を記載すべき。

【修正内容】

骨子の3（2）③「農地の安定的利用等」のイで「生産基盤の機能の向上及び維持に資する計画的な整備の推進」と修正し、生産基盤の整備には生産基盤の機能維持も含むことを明確化します。（6 p）

3. 野生鳥獣の被害防止について

【ご意見の要旨】

野生鳥獣の被害防止には、追い払いや防護柵などの進入防止対策だけでなく、地域の被害実態などを踏まえ、駆除にも取り組んでいく必要があるので、その旨を記載すべき。

【修正内容】

骨子の3（3）③「野生鳥獣による被害の防止」に「被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進」を追記し、鳥獣法等に則った適正な捕獲等を促進することを明確化します。（7 p）

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例(仮称)」骨子(案)の概要

目的
 1① 食を担う農業及び農村の活性化に関する施策について、「基本理念」「実現を図るのに基本となる事項」「県の責務、農業者等の役割」を明らかにすること等により、施策を総合的かつ計画的に推進し、「県民生活の安定向上」「地域経済の健全な発展」を図る。

それぞれの役割等

<p>1④ 県の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本理念に基づき、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を総合的かつ計画的に実施 農業者等の意欲の増進を図りつつ、主体的な取組を助長 市町、農業者等の関係者と連携し、協働に努める 	<p>1⑤ 農業者等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本理念に基づき、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努める 県、市町等関係者との連携協力 農業生産等を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努める 	<p>1⑥ 県民の参加等</p> <ul style="list-style-type: none"> 食に関する知識、農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加に努める
--	--	--

県の取組

1⑦ 財政上の措置
 食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

1⑧ 推進体制の整備
 農業者等の主体的な取組の助長と関係者との連携協働を図り、施策を推進するための体制の整備

2 基本計画
 食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を策定(基本的な方針、主要な目標等を定める)

基本理念
 1③ 県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれること

<p>1③ア) 安全・安心な農産物の安定供給</p> <p>農産物の需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることで、農産物の供給が安定的に行われること</p>	<p>1③イ) 農業の持続的な発展</p> <p>創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、農地等の農業資源が確保されることで、持続的な発展が図られること</p>	<p>1③ウ) 農村の振興</p> <p>農産物の供給の機能と多面的機能が発揮されるよう、地域の特性を生かした活力の向上及び生活環境の整備により、振興が図られること</p>	<p>1③エ) 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出</p> <p>県民と農業者等の相互理解を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、新たな価値創出の促進が図られること</p>
---	---	---	--

基本的施策等

<p>3(1)①水田の最適な利用の促進</p> <p>3(1)②園芸産地等の形成の促進</p> <p>3(1)③畜産の健全な発展</p> <p>3(1)④安全・安心農業生産の取組の促進</p> <p>3(1)⑤農産物の安全・安心の確保</p>	<p>3(2)①多様な農業経営の確立</p> <p>3(2)②技術及び知識の向上</p> <p>3(2)③農地の安定的利用等</p>	<p>3(3)①農村の総合的な振興</p> <p>3(3)②多面的機能の維持増進及び中山間地域等の振興</p> <p>3(3)③野生鳥獣による被害の防止</p>	<p>3(4)①新たな価値の創出に向けた取組の促進</p> <p>3(4)②証制度等の推進</p> <p>3(4)③食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進</p>
---	--	--	---

4 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援
 集落等の地域又は産地単位で構成する団体による農村の資源を有効に活用して農業者等が連携して行う地域の特性を生かした活性化に資する計画的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、活動計画の策定及び活動に対し、専門的知識を有する人材の参画、情報の提供及び助言その他必要な措置を講じます。

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（仮称）」の考え方（素案）
パブリックコメント意見募集結果の概要

1 募集期間

平成 22 年 9 月 9 日（木）から 9 月 28 日（火）

2 周知方法

- (1) 県政記者クラブへの資料提供
- (2) 三重県ホームページ
- (3) 東海ラジオでの放送
- (4) 農業者・消費者で構成する団体のメールマガジン 等
- (5) 県庁農水商工部、情報公開室・個人情報総合窓口での配布

3 意見募集の結果

(1) 意見提出の方法（人数及び団体数）

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
0	0	8	8

(2) 個人団体別

個人	団体	合計
7	1	8

(3) 延べ意見数

項 目	意見数
①全般的事項	10
②基本理念に関する事項	1
③安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保に関する事項	5
④農業の持続的な発展を支える農業構造の確立に関する事項	5
⑤地域の特性を生かした農村の振興に関する事項	3
⑥農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に関する事項	2
⑦地域の特性を生かした農業及び農村の活性化に向けた支援に関する事項	4
合 計	30

4 意見に対する対応【案】

(1) 意見対応別の概要

項 目	対応種別					
	A	B	C	D	E	合計
①全般的事項	3		2	2	3	10
②基本理念に関する事項				1		1
③安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保に関する事項	4			1		5
④農業の持続的な発展を支える農業構造の確立に関する事項	2	2	1			5
⑤地域の特性を生かした農村の振興に関する事項	1		1	1		3
⑥農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に関する事項			2			2
⑦地域の特性を生かした農業及び農村の活性化に向けた支援に関する事項			3	1		4
合 計	10	2	9	6	3	30

【対応種別凡例】

- A：既に記載済みのもの。実際に対応済み又は予定のもの。
- B：文章の修正、記述の追加等反映させるもの。
- C：施策や事業の実施段階で対応又は検討するもの。
- D：質問、感想、個別事案、他制度への意見など。
- E：何らかの事情で反映できないもの。

(2) 意見とその対応案

①全体的事項

	ご意見の内容	対応案
1	「農業従事者の急激な高齢化や耕作放棄地の増大」、「水田農業を基幹とした小規模な兼業農家主体の農業構造」という観点が、素案から抜けている。従来路線のような、農業振興でなく、この観点を前面に打ち出した斬新で有効な条例素案を策定していただきたい。	A 本県の農業・農村を取り巻く、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増大や、水田農業を基幹とした小規模な兼業農家主体の農業構造など様々な課題や実情などに対応していくためには、集落等の地域を基本に、その地域の創意工夫を重視した施策展開が重要と考えており、条例では、「地域の特性を生かした農業及び農村の活性化に向けた支援」として、地域の農業者等が連携して取り組む活動を積極的に支援していくこととしています。

2	地産地消にこだわり「食を担う」にこだわり過ぎています。「農業」の基本は「適地適作」です。「食」にこだわらず、幅広く農業再建・農地の維持の観点からの条例作成をお願いしたい。	A	農業の基本は、需要に応じた食料の安定供給にあることから、食に対する県民の多様化する期待にこたえていくことが重要であり、そうした農業が持続的に営まなければならないと認識しており、このため、幅広く農業を再生するとともに、そのベースとなる農村の振興に関する施策について、条例に盛り込んでいます。
3	「食を担う」の言葉は、限定的使用とし、原則として、すべて抹消してはどうか。	E	農業の基本は、需要に応じた食料の安定供給にあることから、「食を担う」という言葉を使用しています。
4	「地域経済の健全な発展」は理解できるが、「県民生活の安定向上」は理解しにくい。	D	農業・農村は、農産物の生産といった経済的な活動だけでなく、農業の生産活動等を通じて、県土の保全、自然環境の保全、景観の形成、文化の伝承など、県民生活にゆとりと豊かさを提供する経済価値だけでは計れない役割（多面的機能）も発揮しており、県民生活の安定向上につながっています。
5	県民は参加等に努める必要がありますとありますが、ただ活動に参加する、話を聞くだけ、資料を貰うだけでは意味がありません。活動に参加し日々研鑽に努める必要がありますと、書き変えてはどうか。	E	県民の皆様には、食に関する知識や、農業及び農村の果たす役割に対する理解を深めていただき、その理解に基づく行動を期待して、活性化活動へ参加等していただくこととしています。
6	「県民」と「農業者」という捉え方は適当ではない。農業者も県民の一人である。「消費者」と「農業者」の方が適当と考えます。	E	県民には、消費者だけでなく多面的機能を受益する者も含むものと考えています。農業者も生産者であることに加え、消費者や多面的機能の受益者の立場でもあることから、県民の一人であると考えています。従って、県民を消費者に置き換えることは、その範疇が小さくなると考えています。
7	現状の農業はまったく儲からない。農業経営を次の世代につなげるためにもこの条例に期待したい。	D	この条例では、「安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保」「農業の持続的な発展を支える農業構造の確立」「地域の特性を生かした農村の振興」「農業及び農村を起点とした新たな価値の創造」の4本を柱に農業の持続

			的な発展を図っていきたいと考えています。
8	「施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます」に期待するが、第一次産業に注力し、守るべきものは守るというもっと強い意志を表明すべきである。	A	4本の基本的施策を柱に、地域や農業者等の創意工夫を生かした取組を引き出し、農業・農村の活性化につなげていくため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めていきます。
9	この条例の目的・理念を県民・消費者にどのような方法で理解してもらうのか。	C	条例の策定にあたっては、これまで市町、関係団体や公募による県民との意見交換会などを通じて検討してきました。今後も、地域での食育の場、消費者とのネットワーク、流通事業者との連携、県広報など様々な手段や機会を捉えてご理解を促していきます。
10	農業には食料の安定供給の役割と、その営みそのものが多面的機能を発揮していることを県民・消費者にもっと発信すべきである。	C	地域での食育の場、消費者とのネットワーク、流通事業者との連携、県広報など様々な手段や機会を捉えてご理解を促していきます。

②基本理念に関する事項

	ご意見の内容		対応案
1	「県民の多様化する期待にこたえる価値を創造し、提供していくことが不可欠である・・・」と書かれていますが、「多様化する期待」とは何をもって多様化している、と判断されるのでしょうか。	D	県民の農業・農村及び食に対する期待は、単なる食料の充足だけでなく、信頼感、安心感、安定感のほか、満足感、便利さ、喜び、癒しなど非常に多様化していると考えており、これに的確に応えていくことが重要であると考えています。

③安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保に関する事項

	ご意見の内容		対応案
1	「安全・安心な農産物の安定的な生産、供給」については、農業・農産物の幅広い効用を考えると、「食料農産物」の項を立てて論じるべきだと考えます。	A	「安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保」の項では、食料を中心とした農産物の生産面での取組内容を盛り込んでいます。

2	安定的な生産及び供給の確保について、ただ待っているだけでなく積極的に需要を喚起する事が大切なのではありませんか。そこで、需要に応じた安定的なだけでなく、積極的に需要を喚起し必要に応じた安定的な生産云々とすべきだと考えます。	A	農産物の安定的な生産及び供給を確保するためには、需要を喚起するという視点も大切であると認識しており、その点については、需要を喚起できる新たな価値として「農業及び農村を起点とした新たな価値の創出」の取組の中で進めていきます。
3	農業の持続的な発展を支えるには、稲作農業の主力であるお米の需要を増やすことが大切なのではありませんか。県民に広く お米を食べることの大切さを啓発する取り組みに努めるを追加してはどうか。	A	食育を通じて県民と農業者の相互理解を促進するなかで、日本型食生活の定着など、お米を食べる食生活の啓発をしていきます。
4	水田（米）は戸別所得補償で一部見えてきているが、これらの政策で担い手の安定的な経営ができるのでしょうか。	D	平成22年度からの米のモデル事業に加え、23年度からは畑作物等を含めて戸別所得補償制度が実施されることとなっています。こうした、制度的に確に対応し、担い手の安定的な経営ができるよう取り組んでいきたいと考えています。
5	農産物の安全安心の重要性は理解できるが、それ以上に、農産物の安定供給、そのために農家の経営が成り立つための支援・方策をもっと前面に出すべきと考えます。	A	農業経営の安定化を図るためには、消費者に求められる農産物を生産することが重要と考えています。また、様々な付加価値を創出していくことが収益力の向上につながるものと考えています。国の戸別所得補償制度等を活用するとともに、こうした考え方のもと、様々な施策によって農業経営の安定化を図っていきたいと考えています。

④農業の持続的な発展を支える農業構造の確立に関する事項

	ご意見の内容	対応案
1	「農業資源の確保」は、「既存の農業資源維持の観点に立った確保」を目指すべき。ダムとコンクリート水路ばかりが能ではないと考えます。	B 農業資源の維持の観点につきましては、農業生産基盤の整備に含まれると考えていますが、その旨が不明確であるので明確化するよう修正します。

2	<p>「県は、農業生産の振興に資する技術や知識の向上を図るため、・・・」とあるが、県などの農業研究機関が外国情報を基礎に国民・県民を欺瞞する時代は過ぎ去っている。「現場主義」の時代です。「農業者又は農産物の消費者からのニーズに基づき・・・」という観点に立ってください。</p>	A	<p>基本理念に掲げる、県民の多様化する期待にこたえるという観点で施策を展開していきたいとの考えですので、ご意見のとおりであるという認識をしています。</p>
3	<p>農業技術の普及だけでなく新しい技術の開発も並行して取り組まなければならないのではありませんか。そこで、その技術の普及などを行いますではなく、新しい技術の開発及び普及指導を行いますにしてください。</p>	A	<p>「安全・安心農業生産」の記述の中では、「食の安全・安心を確保する生産管理」と「環境に配慮した持続可能な生産」を一体的に取り組み、将来にわたって安全・安心な農産物を安定的に供給することができるよう、その技術の普及が必要だということを記述しています。</p> <p>技術の開発に関しては、重要であると認識しており、別項で、「農業生産の振興に資する研究開発の推進」を盛り込んでいます。</p>
4	<p>農業の持続的な発展を支えるには、後継者の育成即ち新規参入者を増やし、後継者の裾野を増やすことが肝要ではありませんか。県は、経営意欲や経営能力を持つ者の育成並びに新規参入者の促進を進め云々とすべきだと考えます。</p>	B	<p>後継者を含めた新規就農の観点が少し分かりにくい表現となっていますので、明確化するよう修正します。</p>
5	<p>農業者の高齢化率がさらに高まることは明らかで、農業者への一律支援や一律基準の適用ではなく、年齢層に応じた支援や安全管理指導が必要と考える。</p>	C	<p>事業によっては、若者への新規就農や経営発展への支援、中山間地域等直接支払制度での高齢者への配慮など、年齢層に応じた支援を行っており、今後とも高齢化の進展等を踏まえて、必要な施策を検討していきます。</p>

⑤地域の特性を生かした農村の振興に関する事項

	ご意見の内容		対応案
1	「野生鳥獣による農産物の被害防止を図るため、・・・」の箇所は、県民税の投入であり、コスト・パフォーマンスの観点も考慮してください。	C	近年、野生鳥獣による被害は、地域の農産物だけでなく、生活をも脅かす状況となっています。基本的には、地域の皆さんが地域の取組として対処していただくことが重要だと考えています。現在も、獣害につよい地域づくりを進めるため、費用をかけるだけでなく、農作物の収穫残渣の除去や、放任園の解消、集落ぐるみによる追い払いの実施など、地域主体の取組を進めているところです。
2	「中山間地域等における・・・農業生産条件に関する不利を補正するため・・・」とありますが、不利を補正したら、孫や子が「中山間地域」に戻ってくると考えているのですか。県の無駄な仕事=土木工事を増やすだけです。農業の基本は「適地適作」です(=温暖な気候に恵まれた「東紀州」は農業の可能性の宝庫)。子や孫が戻ってくるという保証の上に立って、「県民税」を投下してください。	D	中山間地域等においては、その生産条件の不利性から適切な農業生産活動が継続して行われなくなる恐れが高く、そうした場合には多面的機能が損なわれることが予想されるため、そのための施策を講じていく必要があると考えています。平地地域と中山間地域等との生産条件の格差を補正し、農業者等が適切な農業生産活動を継続的に行うことができるようにすることは重要と考えています。
3	農業の役割として国土保全の観点が必要と考えますので、検討してください。	A	農業及び農村は県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など農業生産活動を通じて、食料供給以外の機能も提供しており、こうした多面的機能の維持増進を図っていく観点からの施策を講ずることとしています。

⑥農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に関する事項

	ご意見の内容		対応案
1	「食品産業事業者などの関係者と連携した取組」には賛成です。「連携」を更に進めて「連合」(=共同出資法人の擁立)まで、行政は応援されませんか。	C	県では、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値を創出するため、農業者等と食品産業事業者が連携して行う取組を促進し、その取組により地域が発展していくよう、可能な限り支援していきたいと考えています。
2	外部からのU・Iターン、退職者の参入、派遣切りや企業などに就職できな	C	農業及び農村の活性化に向けて、県民の皆様の多様化する期待に応える価値

<p>い若者などに、教育訓練と情報提供といったこれまでの公的サービスを与えるだけにとどまらず、さらに内外のネットワークを通じて積極的に三重県農業・地域への参入を促すとともに、農山漁村で6次産業、地域ビジネスを担い定着していけるように、さらに充実した支援とフォローを行う仕組みを構築する施策が必要と考えます。</p>	<p>を創出するという考えのもと、農商工連携や6次産業化など地域ビジネスおこしにつながるように取り組んでいきたいと考えています。</p>
---	--

⑦地域の特性を生かした農業及び農村の活性化に向けた支援に関する事項

	ご意見の内容	対応案
1	<p>農業の担い手の柱として「農村地域団体」を掲げられたのは時代に合った政策です。セミプロの兼業農家や農協に依存せず、プロの農業者を確保・育成していく観点から、農業関連業種からの「企業参入」に本腰を入れる政策を掲げてください。</p>	<p>C 農業の担い手が減少し、農地の維持が困難となる中、農業に係る経営能力を有する者として、企業等の参入を促進する取組も進めていきたいと考えています。</p>
	<p>県が責任を持って、ほとんどのことをやる表現となっていますが、県や市町以外の地域団体、NPO、企業などの多様な民間団体を公的サービスの担い手として位置づけて、これらを育成、活用、あるいは連携していく必要があります。条例案では、このような視点が弱いのではないかと思います。</p> <p>また、県による直接的な取り組みだけでなく、農業以外の方も含む地域住民による自発的、自律的な「地域ビジネス研究会（例えば）」のような組織を各地に多数立ち上げ、地域ビジネスを研究してもらい、その中から新規に農業の6次産業化・地域ビジネス化できそうなものを探し出し、担ってもらうような取組と支援が重要と考えます。このプロセスをサポートする仕組みを施策として明らかにし、この条例を通じて呼びかける必要があると考えます。</p>	<p>C 農業及び農村の活性化を図るためには、あくまで地域が主体となって、農産物、農地、農業施設などの地域資源や地域の特性を生かした取組を実施していくことが必要と考えています。この際には、地域にみえる様々な経験を持つ人材を生かしていくことが重要と考えています。</p> <p>このため、地域の持つ資源を生かしていく検討の場づくりや実践などを、県や市町、農業団体等が連携したチームにより支援していく仕組みを進めることとしており、その中で、地域の要望に応じて専門分野に詳しい人材の派遣なども検討していきます。</p>

3	<p>地域で農業のことを話すと、土地持ち非農家が多数を占めるため農業者が不利な立場に置かれるが、こうしたことに対しても支援が必要と考えます。 (同趣旨の意見 他1件)</p>	C	<p>地域の農地をいかに活用していくのかについては、地域での話し合いが不可欠であり、そのための調整役として行政が参加することも重要と考えており、地域の特性を生かした農業及び農村の活性化に向けた支援のなかで、こうしたことにも取り組んでいきます。</p>
4	<p>農業者全体が一枚岩ではなく、担い手と零細農家では利害が対立しています。農業者を一括りにすべきではないと思うがどうか。</p>	D	<p>農業生産の規模によって、利害対立する場合がありますが、地域の農地をいかに活用していくかといった観点で、地域で合意形成を図っていくことが重要と考えています。地域の特性を生かした農業及び農村の活性化に向けた支援のなかでこうした場づくりにも取り組んでいきます。</p>

第1章 基本計画策定の考え方

1. 策定の趣旨

農業・農村を取り巻く情勢の変化に対応し、食や農に対する県民の多様化する期待に応じていくとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立に向け、めざすべき将来の姿とそれを実現するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、策定する。

2. 計画の性格

県の食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者の方々の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの。

なお、基本計画に基づく施策を着実に実施していくための具体的な取組の展開方策については、「三重県総合計画（県民しあわせプラン）第三次戦略計画（仮称）」と計画期間を一にした「アクションプログラム」として策定する。

3. 計画の期間

平成23年度（2011年度）から10年後を見通す。

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1. 食と農業・農村を取り巻く環境の変化

- 人口減少社会の到来
- グローバル化の進展
- 地球環境問題の深刻化と世界の食料事情
- 人びとの価値観やライフスタイルの変化
- 情報通信等技術革新の進展
- 食料自給率の低下と国農政の転換

2. 三重県の農業・農村の現状と課題

- 耕地
 - ・耕地面積、基盤整備、耕作放棄地、等の状況
- 農業者
 - ・販売農家数、農業就業人口、認定農業者、農業法人、農業参入企業、等の状況
- 農業生産
 - ・食料自給率、農業産出額、農業所得、生産資材価格、等の状況
- 野生鳥獣による被害
 - ・鳥獣被害金額、等の状況
- 農村社会
 - ・高齢化、混住化、生活基盤整備、農山漁村交流人口、等の状況

第3章 基本方針

1. 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方

- 農業・農村の果たす役割
 - ・食料の持続的な供給（食料の安定生産、安定供給など）
 - ・多面的機能の発揮（県土の保全、自然環境、景観保全、文化の伝承など）
 - ・地域経済と就業の場を担う産業（地域経済の循環、地域の就業の場など）
- 取組展開に向けた基本視点
 - ①消費者の視点に立った農業の展開
 - ②将来にわたる農業・農村の持続的発展
 - ③地域の創意工夫を重視した施策の展開
- めざすべき将来の姿
 - ・需要に応じた安定的な農業生産と食の安全・安心の確保により、農産物の供給が安定的に行われる姿
 - ・創意工夫をこらした多様な農業経営の確立により、農業が持続的に発展する姿
 - ・地域の特性を生かした活力向上や生活環境整備により、農村が振興される姿
 - ・県民と農業者等の相互理解と農業及び農村の資源の有効活用により、新たな価値の創出が図られる姿

2. 三重県の農業・農村の活性化に向けた施策の展開

県民生活の安定と地域経済の健全な発展に資するため、農業・農村の果たす役割を踏まえて、4つの基本施策と主要な目標を定める。

- 基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給
 - 安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するため、農畜産物の生産・流通体制の強化に取り組む。
 - 【目標】食料自給率（カロリーベース）等
- 基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業構造の確立
 - 県農業が持続的に発展できるよう、意欲と経営感覚にあふれる多様な農業経営体の確保・育成に取り組む。
 - 【目標】農業経営体数（認定農業者、特定農業団体等）等
- 基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進
 - 農業・農村が多面的機能を発揮できるよう、快適な農村環境の整備や都市や地域住民との連携構築に取り組む。
 - 【目標】農山漁村地域の主要交流施設利用者数 等
- 基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出
 - 県民の食と農との結び付きの強化と、農を起点とした新たな価値の創出に取り組む。
 - 【目標】農業の価値創出に取り組む事業者数の伸び率 等

第4章 推進体制の整備

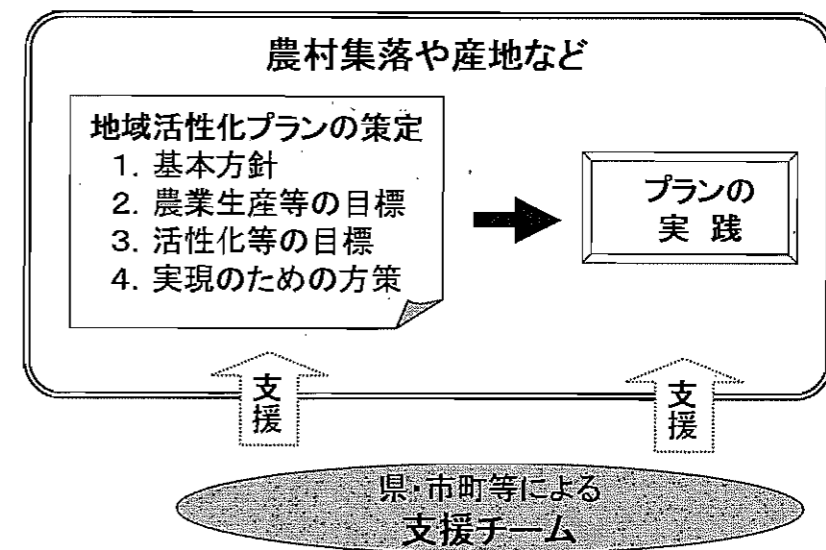
1. 計画の推進体制

県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、連携・協働を基本姿勢として計画の推進に取り組む。

2. 地域活性化プランへの支援

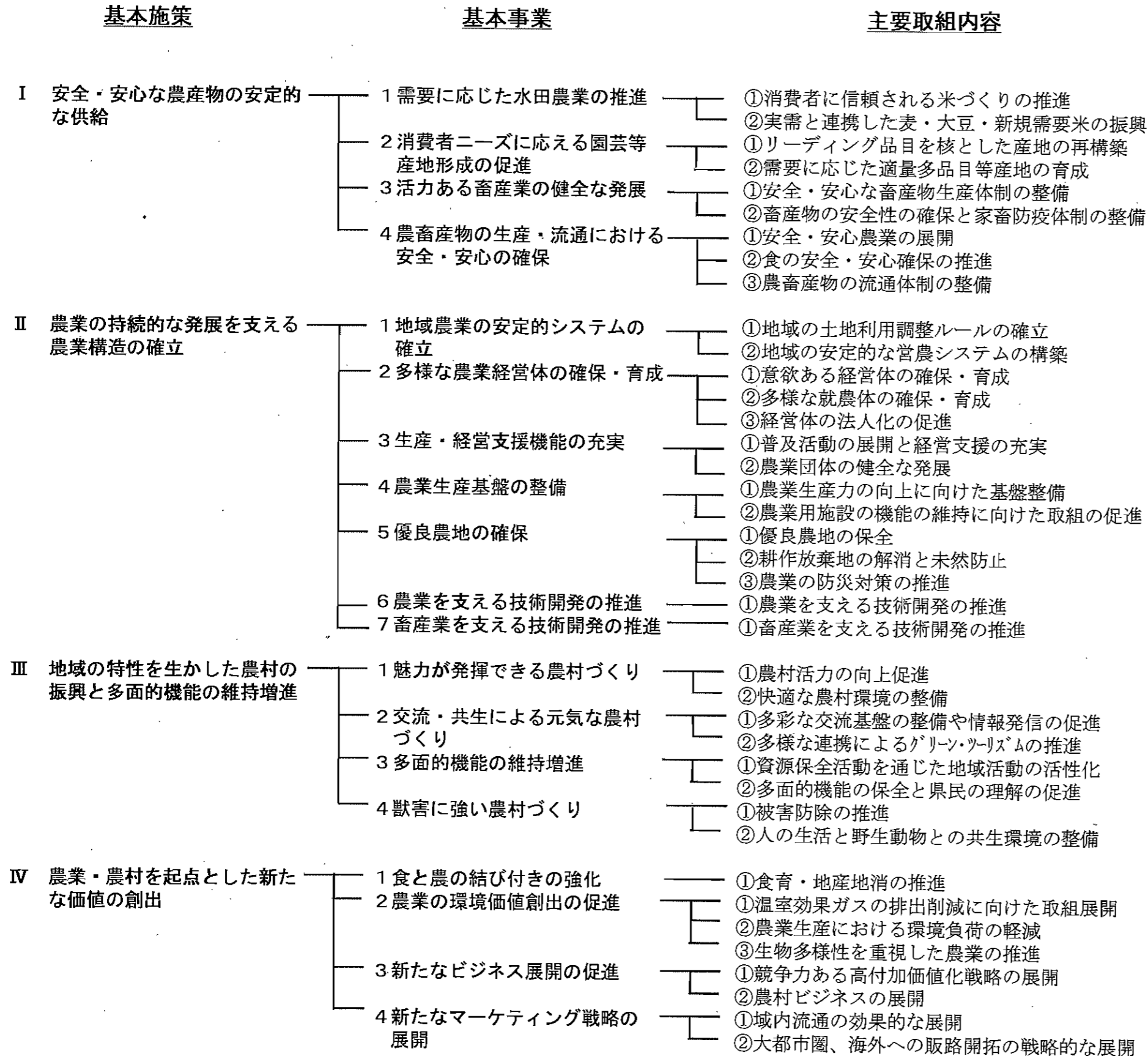
地域の創意工夫を重視した施策展開を図るため、集落や産地等の主体的な取組を支援する仕組みとして、市町や関係団体との連携・協力体制を構築し、地域の取組意欲の増進を図りつつ、地域活性化プランの策定と実践に対する支援に取り組む。

<地域活性化プランのイメージ>



アクションプログラム (構成)

1. 基本施策の着実な実施のための主要取組展開



2. リーディング・プロジェクト

基本施策の効果的な実現を図るための牽引役として、基本施策の取組の中から抽出した戦略的な取組で構成する「リーディングプロジェクト」を設ける。

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
(未定稿)

<構成素案に基づく計画イメージ>

三 重 県

第1章 計画策定の考え方

1 策定の趣旨

三重県の農業及び農村は、南北に長く、また、海岸線から山脈に至る多様な地形を有する県土や、四季の変化に富んだ自然環境のもと、農業者のたゆみない取組と農村地域での協働活動のもと、新鮮で安全・安心な農産物を、県民をはじめとする多くの消費者に安定的に供給しています。また、農業の営みを通じて、洪水防止などによる県土の保全、豊かな農村景観の形成、過去から培われてきた伝統文化の伝承など、県民生活の安定と向上に寄与する重要な役割を果たしており、地域住民をはじめ、三重県を訪れる人びとにも安心感やこころの豊かさを提供しています。

しかしながら、三重県の農業及び農村は、高齢化や過疎化、耕作放棄地の増大が急速に進行している状況にあり、農産物価格の低迷と相まって生産力や食料安定供給力、農村活力の低下が進むなど厳しい状況に置かれています。

一方で、国際的にはWTO（世界貿易機関）などによるグローバル化が進展する中で、国内では国産食料に対する消費者のニーズが高まっていることなどを踏まえて、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、食料自給力の向上に向けた取組や消費ニーズに対応した付加価値向上が重点的に進められるなど、農業及び農村を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、今後こうした状況に対応していることが求められています。

加えて、「物の豊かさ」だけでなく「心の豊かさ」を重視するなど、社会の成熟化にともなって県民が求める豊かさのかたちも変化してきている中で、BSE（牛海綿状脳症）の発生や食品の不正表示、輸入食品等での残留農薬問題などを契機として、県民の健康や食の安全に対する関心が高まるとともに、温室効果ガスの増加との関連が指摘される気候変動など地球規模での環境問題が深刻になってきています。

このような情勢の中、これら諸課題への的確な対応をはかるためには、「食」や「農」に対する県民の多様化する期待に添えていくとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立をめざして取り組んでいくことが重要であり、三重県の農業及び農村が活気に満ちあふれ、元気で魅力ある姿の実現に向けて、これまで培われてきたさまざまな知識や知恵、能力を生かして、農業及び農村の活性化に取り組んでいく必要があります。

この計画は、こうした認識のもとで、県民の健全で豊かな食の実現と、三重県農業及び農村の持続的な発展に向けて、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、めざすべき将来の姿とその実現のための施策の総合的かつ計画的な推進をはかるための基本的な計画として策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、県民各層の意見を反映し、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第〇条第〇項の規定に基づく基本計画として知事が定めるもので、三重県の食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者等のさまざまな方々の参加を得る中で、三重県の「食」と「農」の活性化を進めるうえでの指針となるものです。

また、農業者や農業団体、市町には、農業及び農村の振興に向けた取組を進めるための

共通の指針として、さらに、県民には、農業及び農村の振興に理解を求めるとともに、自らの健全で豊かな「食」の実現のために「食」と「農」との望ましい関係づくりへの参画を進めるための指針として、利用されることを期待しています。

3 計画の期間

この計画は、2011年度（平成23年度）を初年度とし、2020年（平成32年度）を目標年とする10か年計画とし、農業及び農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農政展開をはかることができるよう、おおむね5年ごとに見直します。

なお、基本計画に基づく施策を着実に実施していくための具体的な取組の展開方策については、三重県総合計画「県民しあわせプラン」と整合をもって推進をはかるため、「県民しあわせプラン第三次戦略計画（仮称）」と同じ計画期間とする「アクションプラン」として策定します。

第2章 三重県の農業及び農村を取り巻く情勢

1. 食と農業及び農村を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少社会の到来

「日本の将来推計（平成18年12月推計）」（人口国立社会保障・人口問題研究所）によると、2030年（平成42年）には全国の人口が115,224千人（中位推計）、2005年（平成17年）から約10%減少すると予測されるとともに、実際に2007年（平成19年）には自然減となり、さらに2008年（平成20年）には総人口も減少しています。

県の人口は、県経済の発展に伴ってこれまで順調に増加を続けてきましたが、2008年の約187万人をピークに、2009年（平成21年）には約7千人減少し、10月1日現在の推計で186万2,575人となっています。

また、県の将来人口は、「都道府県の将来人口推計（平成18年12月推計）」人口国立社会保障・人口問題研究所によると、2030年には1,779千人（中位推計）、2005年から約5%減少すると予測されており、全国と比べて減少幅は少ないものの、経済の縮小やコミュニティの弱体化などの影響を生じる可能性があることから、地域活力の低下につながる事などが懸念されています。

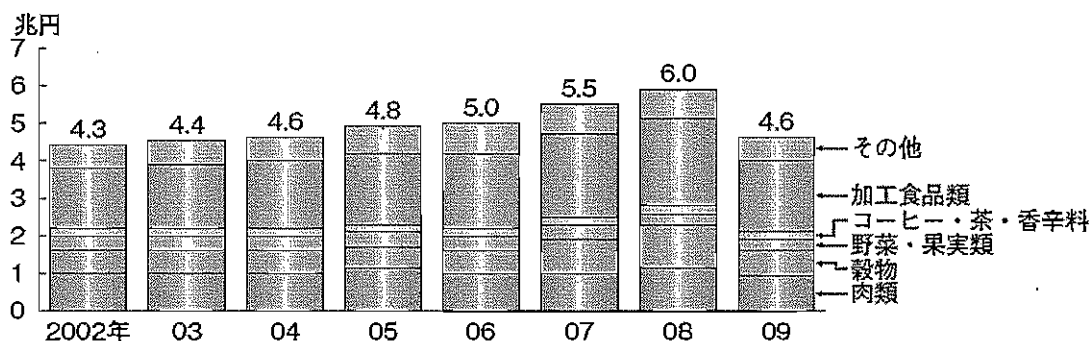
(2) グローバル化の進展

人や物はもとより、近年の情報通信技術の進展により情報のグローバル化が進み、円高の進展や世界的な貿易自由化の流れの中で、食生活の多様化等を背景に、農産物をはじめとする食料輸入は大きく増加しました。

このため、WTO（世界貿易機関）農業交渉やEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）に関する交渉が進められる中で、農産物に関する交渉の動向について注視しながら、海外との競争を踏まえた生産・販売戦略を構築していくことが求められています。

一方で、アジア諸国においては、急速な経済成長による所得水準の上昇を背景として、高品質な食料品等に対するニーズが高まってきていることから、日本の食文化に関する関心や日本製品のブランドイメージ等を背景として、県産農産物等の輸出の可能性も生まれてきています。

<日本の農産物輸入額の推移>



※2009年は、円高ドル安の進行、穀物価格の低下等により大きく減少

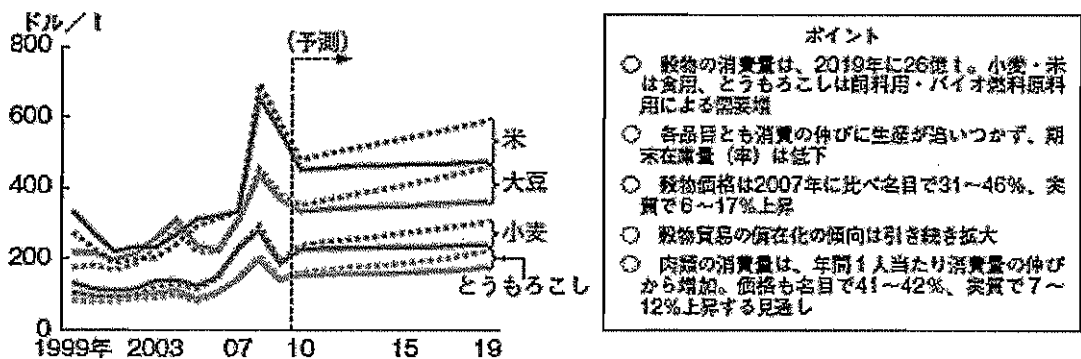
(出展：農林水産省「平成21年度食料・農業農村の動向」、財務省「貿易統計」を基に農林水産省が作成)

(3) 地球環境問題の深刻化と世界の食料事情

産業革命以降、人間の社会経済活動が著しく増大した結果、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加していることにより、平均気温や海面水位の上昇など、地球規模での気象変動（いわゆる地球温暖化問題）が生じるとともに、世界の食料生産影響を及ぼす可能性が指摘されています。

一方で、食料をめぐる国際情勢は、発展途上国を中心とした人口の増加や BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）等新興国での所得向上による食生活の変化、気象変動による異常気象の頻発や栽培適地の変化等地球温暖化に伴う農業生産への影響、バイオ燃料の生産拡大に伴う穀物等の原料としての利用量の増加などによって、世界の食料事情が不安定さを増してきていることから、国内における食料自給力の向上が課題となっています。

＜穀物等の国際価格の推移と見通し＞



※波線は名目価格、実線は実質価格

（出展：農林水産省「平成 21 年度食料・農業農村の動向」、農林水産政策研究所「2019 年における世界の需給見通し」（2010 年 2 月公表）

(4) 人びとの価値観やライフスタイルの変化

日本は、これまで、経済的な豊かさや利便性などを高めることに重点がおかれてきましたが、社会の成熟化に伴って個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、県民の意識は「物の豊かさ」だけでなく「心の豊かさ」をより大切にするようになってきています。

豊かな自然や文化、農山漁村の心豊かなくらしを求めたり、ボランティアやNPOなどによる社会貢献活動に参加したりする人が増加するなど、一人ひとりが互いの個性や能力、違いを認め合い、それぞれの価値観に基づいて人生やライフスタイルの選択の可能性を広げていくことが必要となっています。

また、度重なる食品の不適正表示や輸入食品等の残留農薬、地球温暖化問題等の発生により、食の安全・安心をはじめ、環境や健康、本物志向などが高まってきた一方で、2008年（平成 20 年）秋に発生した世界同時不況の影響による経済情勢の急激な悪化等により、食料品購入における低価格志向も見られるなど、食に対する県民や消費者のニーズはますます多様化してきています。

(5) 情報通信等技術革新の進展

インターネットや携帯電話等による情報通信技術（ICT）の発達は、新しい産業分野の創出や既存産業に影響を与えることにより、さまざまな産業の成長に寄与するとともに、人びとのライフスタイルにも大きな影響を与えています。

農業においては、インターネットを活用した農産物の通信販売やトレーサビリティシステム（生産履歴管理）、GPS（人工衛星によるグローバル測位システム）やレーザーを用いた農業機械の精密・自動運転等による農作業システム、コンピュータを用いた総合的な栽培環境制御を行う植物工場や画像カメラ等によるセンシング技術を用いた自動収穫装置の開発・導入など、ICT活用によるさまざまな取組が進められています。

また、地球温暖化問題等を背景に新エネルギーへの関心が高まる中で、穀類等を利用した燃料の製造が行われるとともに、稲わら等収穫残さを使用する技術、農業用水を用いた小水力発電技術の実用化や普及のための取組が進められるなど、バイオマス等の自然エネルギー活用に向けた動きが加速しています。

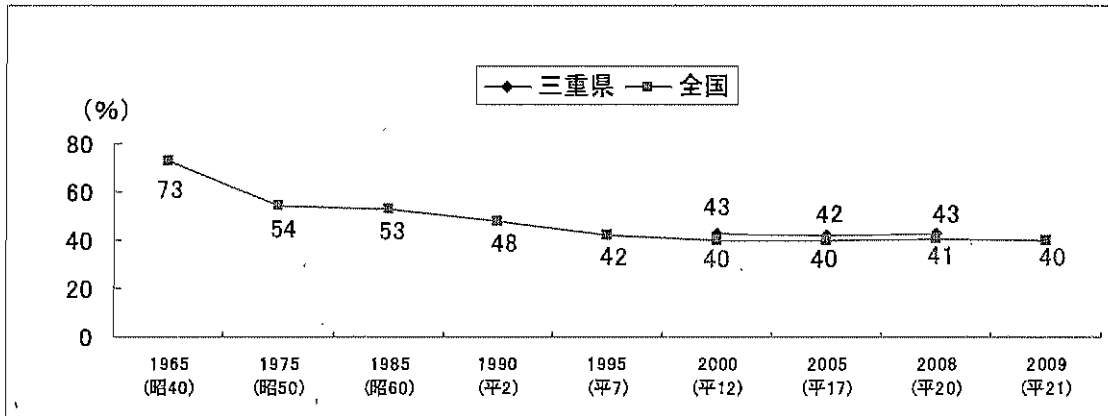
こうした技術革新は、今後さらに進展していくものと予測されることから、農業分野においても先端的技術を積極的に取り入れ、活用していく視点が求められています。

(6) 食料自給率の低下と国農政の転換

日本人の食生活が大きく変化し、国内で自給可能な米の消費が減る一方、国内生産では供給困難なとうもろこし等の飼料穀物を必要とする畜産物や、大豆やなたね等を使用する油脂類の消費が増加したこと、農業従事者の高齢化や減少等により国内の食料供給力が低下したこと等から、国や県の食料自給率（カロリーベース）は40%程度にまで低下しています。

こうした状況をふまえて、国は2010年（平成22年）3月に、食料・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置づけ、大幅な政策の転換をはかることを明記するとともに、2020年（平成32年）の食料自給率（カロリーベース）を50%に高めることを目標に掲げる新たな食料・農業・農村基本計画を策定しました。なお、国の新たな基本計画においては、意欲ある者の創意工夫を引き出し、農業及び農村の潜在力が最大限に発揮され、国民が将来に向けて新しい展望を描くことができるよう、戸別所得補償制度の導入、「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換、6次産業化による活力ある農山漁村の再生という新たな理念に基づく施策を基本に、各般の施策を一体的に推進する政策体系に農政を転換させ、「食」と「地域」の早急な再生をはかっていくことが明記されています。

<食料自給率（カロリーベース）の推移>



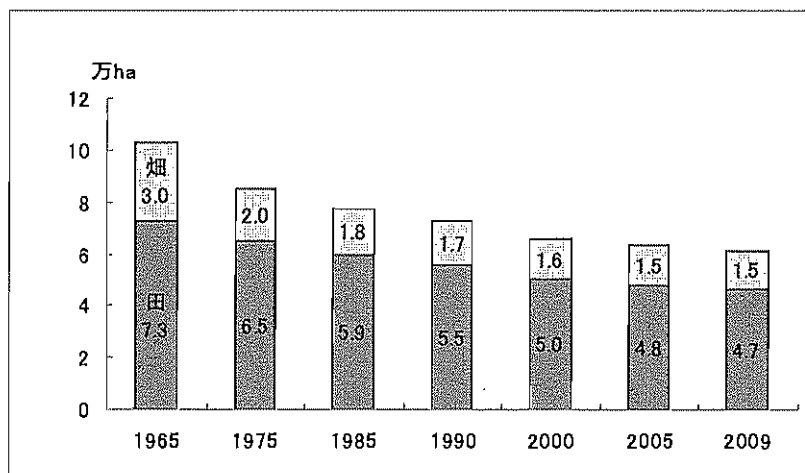
(資料：農林水産省「食料自給率の推移」「都道府県別食料自給率の推移」)

2. 三重県の農業及び農村の現状と課題

(1) 耕地

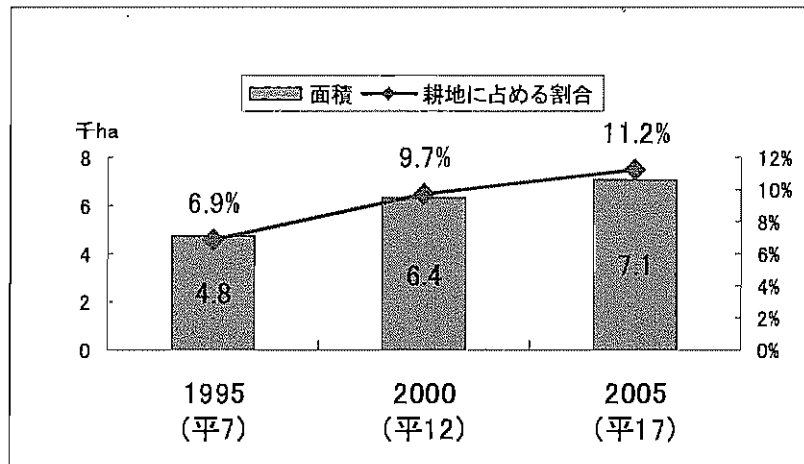
- ◆耕地面積は、年々減少してきています。2000年（平成12年）から2009年（平成21年）までの直近10年間で、耕地面積の約6.4%にあたる、約4,200haが減少しました。
- ◆耕作放棄地面積は、生産条件が不利な中山間地域を中心に増加してきており、2005年（平成17年）には県全体で7,078ha、全耕地に占める割合は11.2%となっています。
- ◆耕地利用率は、農業及び農村が置かれた厳しい情勢を反映して年々低下してきており、水田における麦・大豆等戦略作物の生産拡大の取組によって2008年（平成20年）にはわずかに上昇しているものの、依然として90%を下回る水準で推移しています。
- ◆県民等への食料の持続的な供給や、洪水防止をはじめとする農地のもつ多面的機能を維持していくためにも、県内の優良農地を維持・保全し、食料生産の基盤を強化していくための農地の適正な管理や有効利用をはかっていくことが重要な課題となっています。

<耕地面積の推移>



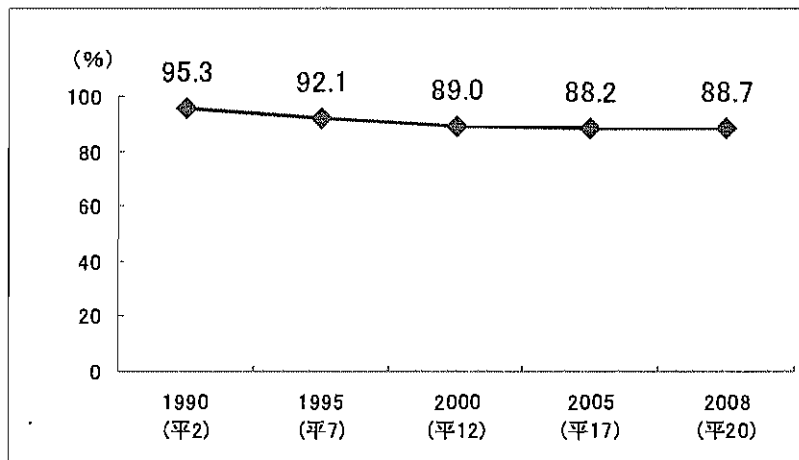
(資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

<耕作放棄地面積の推移>



(資料：農林水産省「農林業センサス」)

<耕地利用率の推移>



(資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

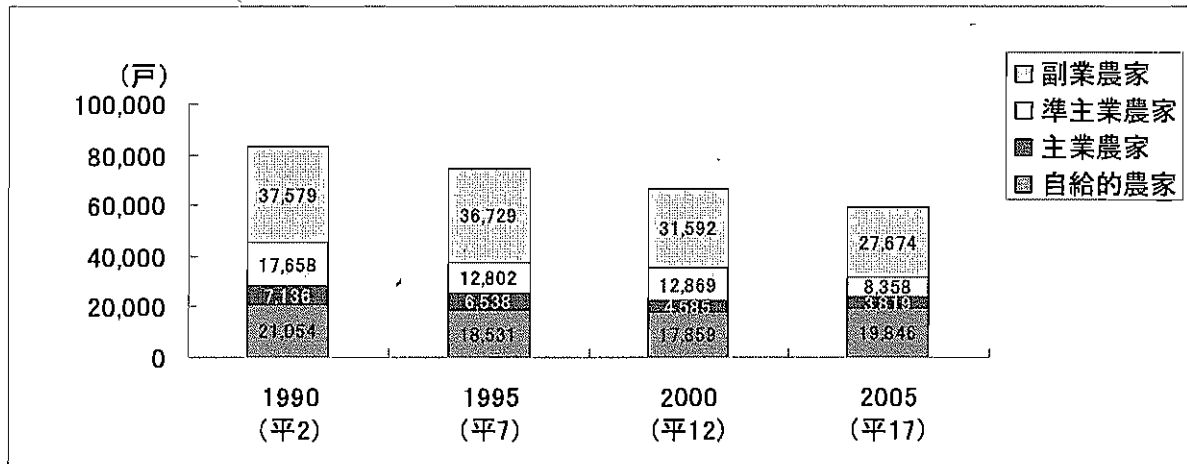
(2) 農業者

- ◆農家数は年々減少してきており、2005年までの直近10年間で約20%減少しています。
- ◆農業就業人口は、2005年までの直近10年間で約15%減少するとともに、2005年には65歳以上が65%を占め、高齢化が進んでいます。
- ◆認定農業者や農業法人など、意欲と経営感覚に優れた経営体数は、増加傾向にあります。また、企業等、農業生産法人以外の法人についても、2009年度末時点で9法人が農業経営に参入しています。
- ◆新規就農者数は、農業法人等への就職も含めて、近年、50人から70人程度で推移してきましたが、2009年度には厳しい雇用・経済状況を反映して143人の新規就農がありました。
- ◆農業従事者の高齢化の進行や担い手不足等の農業及び農村を取り巻く状況をふまえると、規模拡大や経営発展をめざす企業的な経営体の確保・育成や、新規就農者をはじめ

めとする新たな農業参入の拡大をはかることが重要な課題です。

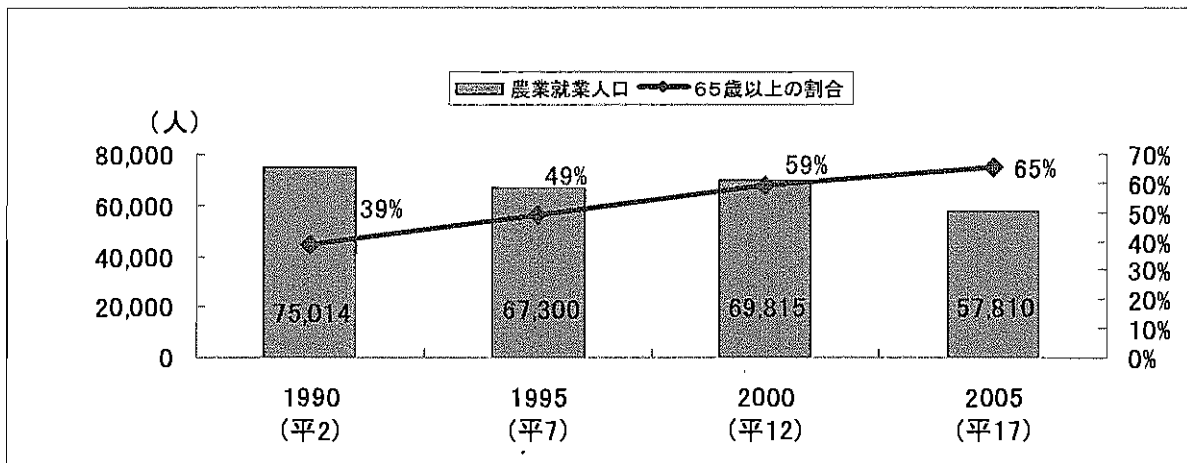
◆地域の農地や集落を維持していくための集落営農組織等の育成や集落等の地域を単位とした土地利用調整のしくみづくりも求められています。

<農家数の推移>



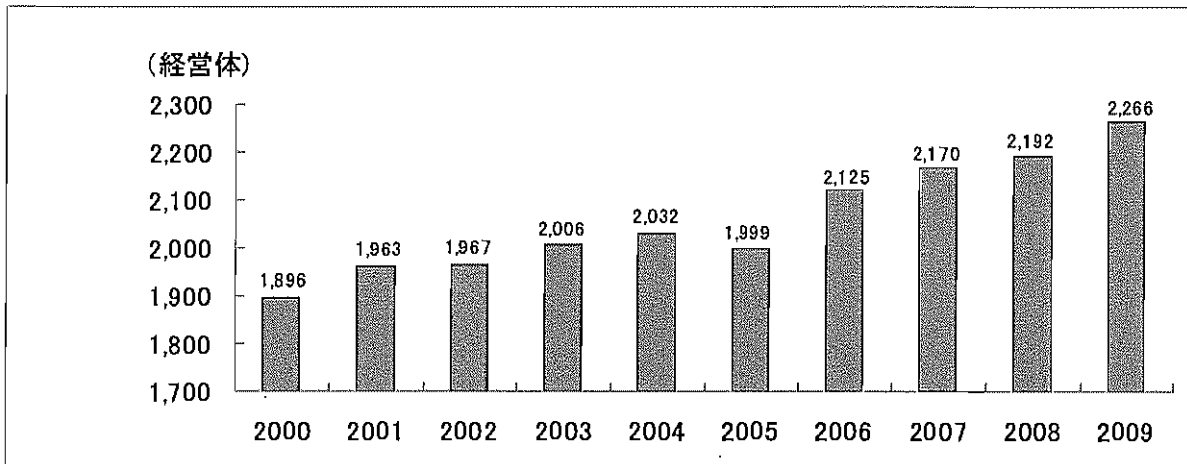
(資料：農林水産省「農林業センサス」)

<農業就業人口の推移>



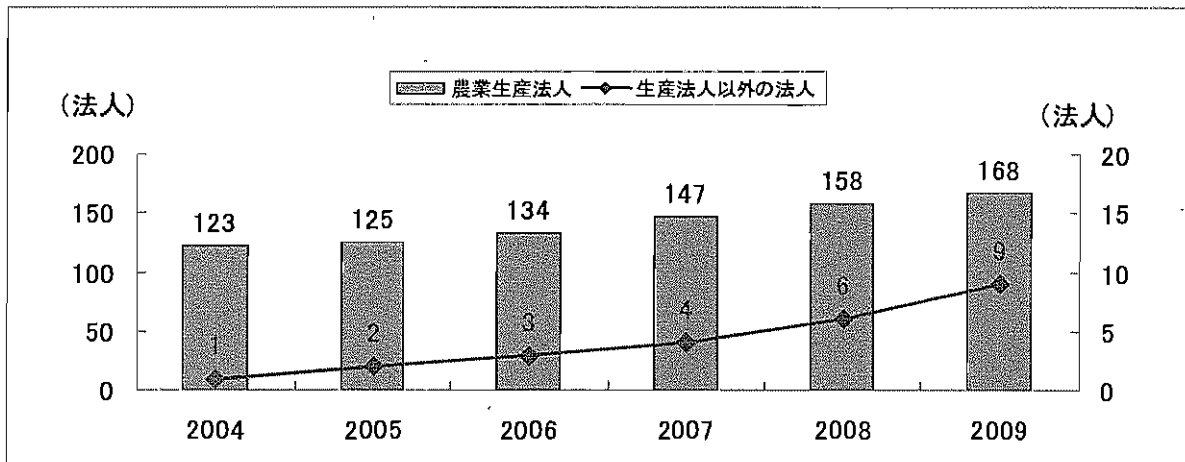
(資料：農林水産省「農林業センサス」)

<認定農業者数の推移>



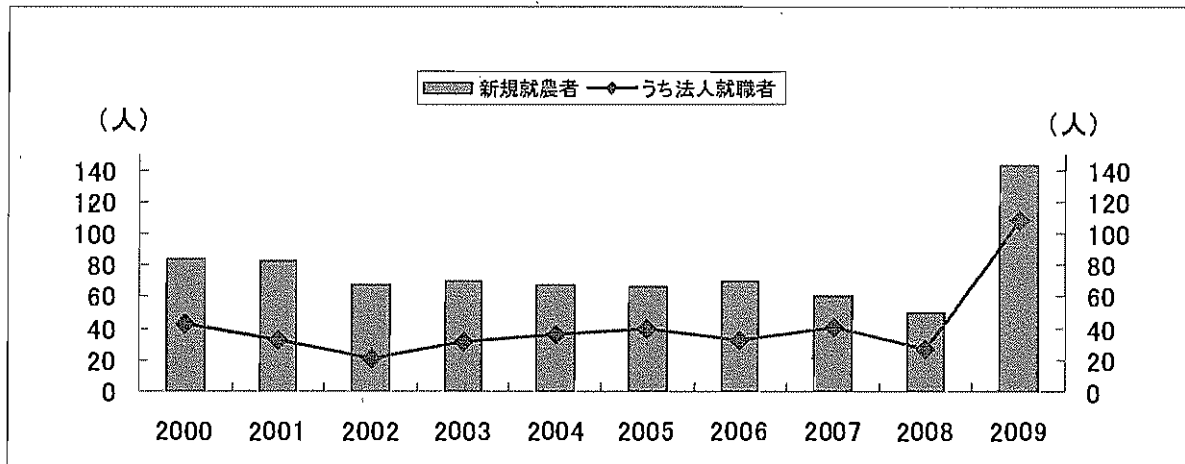
(資料：農業経営室調べ)

<農業生産法人数の推移>



(資料：農業経営室、農地調整室調べ)

<新規就農者数の推移>

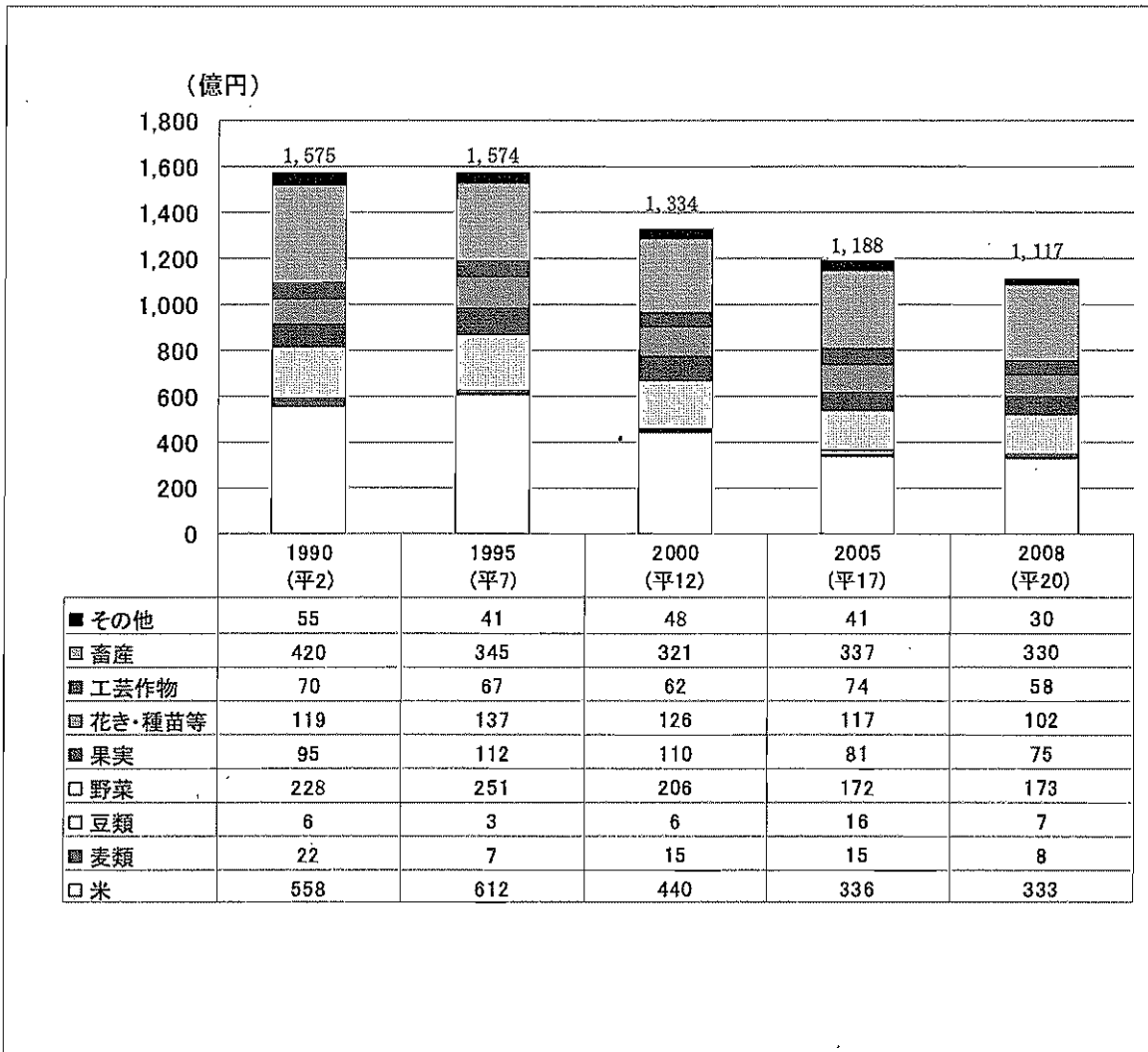


(資料：農業経営室調べ)

(3) 農業生産

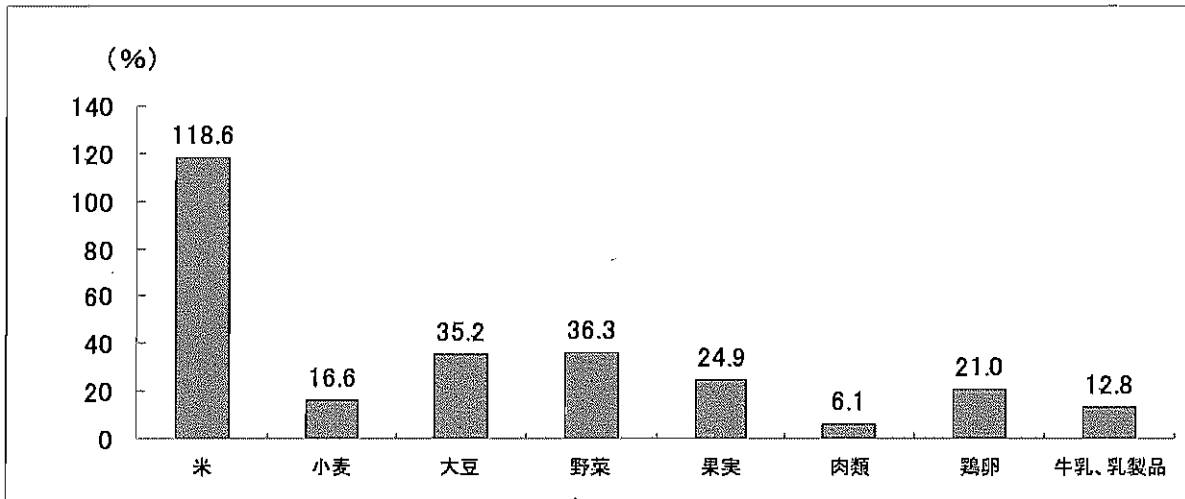
- ◆三重県の農業算出額は、2008年に1,117億円で、このうち、米と畜産がそれぞれ30%を占めています。
- ◆1990年の1,575億円と比較して29%の減少となっており、水田の割合が7割を超えるなど稲作依存度が高い三重県農業の実状から、米価の低迷や米の生産調整が大きく影響しています。
- ◆農業資材価格等は年々上昇傾向にあるとともに、特に近年は、世界的な肥料需要の増大を背景として肥料原料価格が高騰する事態が生じるなど、燃油高騰などとともに農業経営を圧迫する要因の一つになっています。
- ◆三重県の販売農家は兼業機会に恵まれたことなどにより農業依存度が低い特徴がありますが、2008年には1戸あたりの農業所得がマイナスとなるとともに、バブル崩壊以降の景気低迷の長期化などの影響から農外所得が大きく減少したことで相まって、農家所得が減少してきています。

< 農業産出額の推移 >



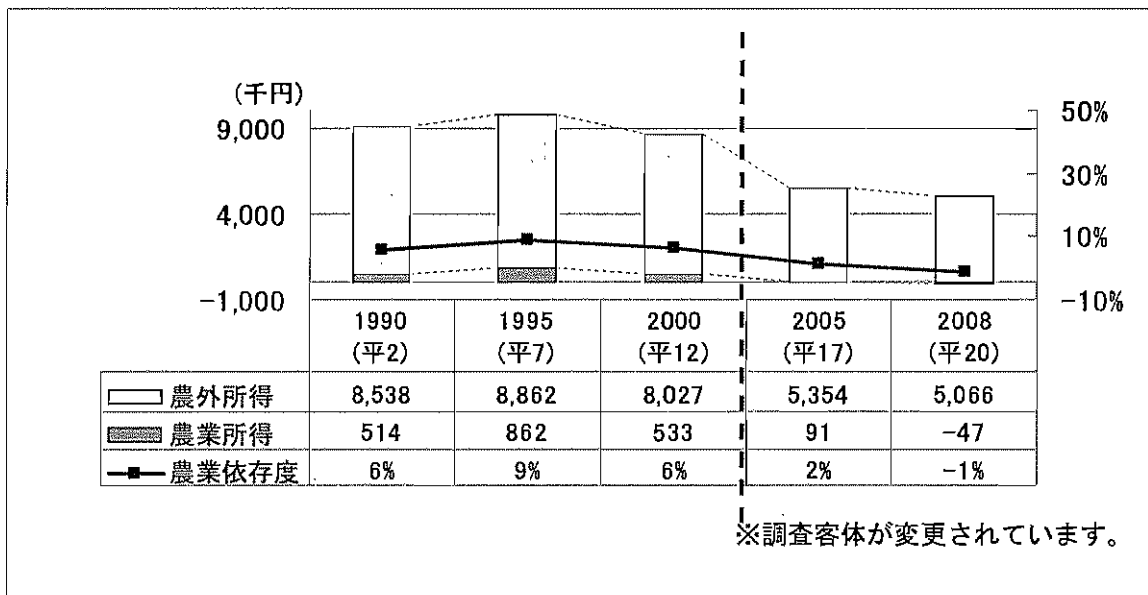
(資料：農林水産省「農林水産統計年報」)

<主要農産物別の自給率（カロリーベース）>



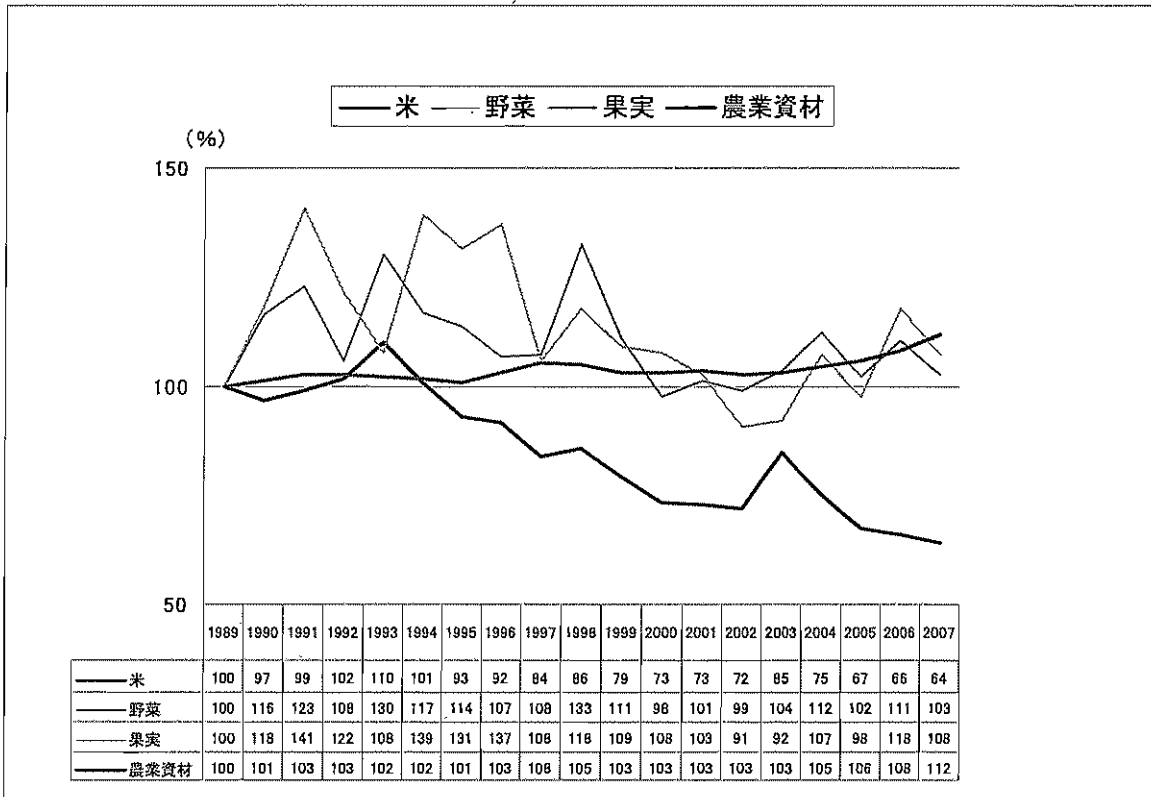
(資料：農林水産省「農林水産統計年報」「食料需給表」等による農業経営室推計)

<販売農家1戸あたりの農業所得等の推移>



(資料：農林水産省「農林水産統計年報」)

<主な農産物および農業生産資産価格の推移>

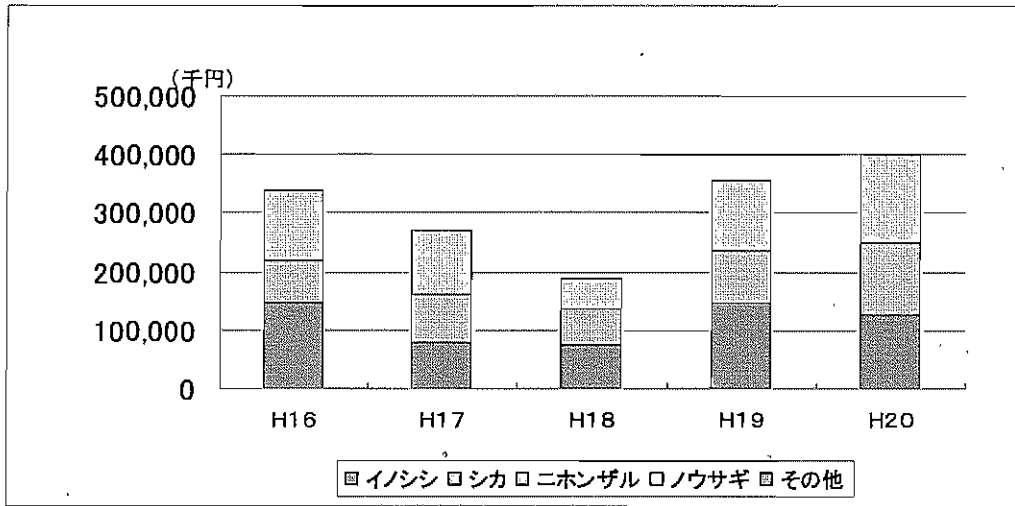


(資料：農林水産省「農林水産統計年報」)

(4) 野生鳥獣による被害

- ◆野生鳥獣による農作物被害は近年増加傾向にあり、2008年には約4億百万円となるなど、深刻な状況が続いています。
- ◆中山間地域の農業者を中心に生産意欲の減退等深刻な影響が生じてきていることから、有害鳥獣に対する効果的な被害防止対策等を総合的に講じていく必要があります。

＜野生鳥獣による農産物被害額の推移＞

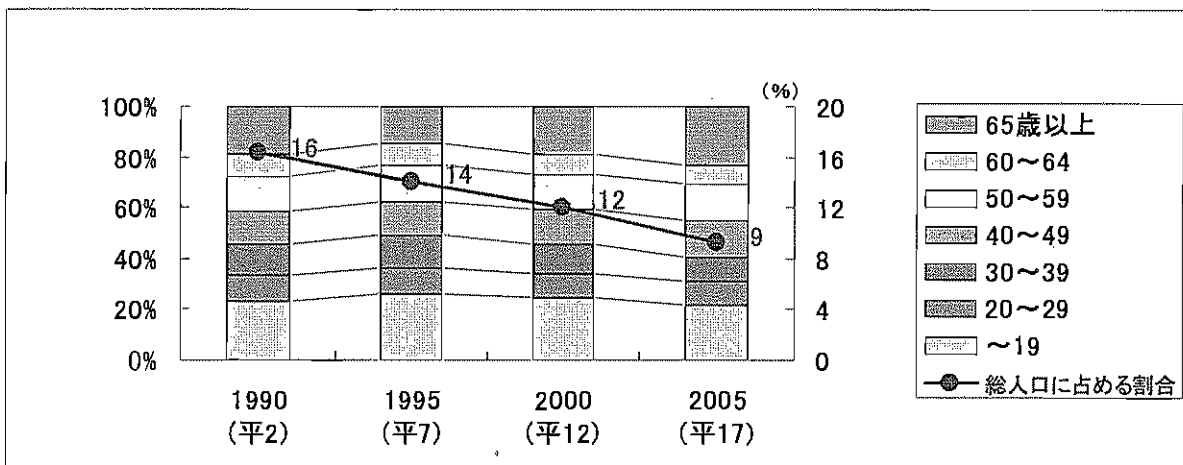


(資料：農山漁村室調べ)

(5) 農村社会

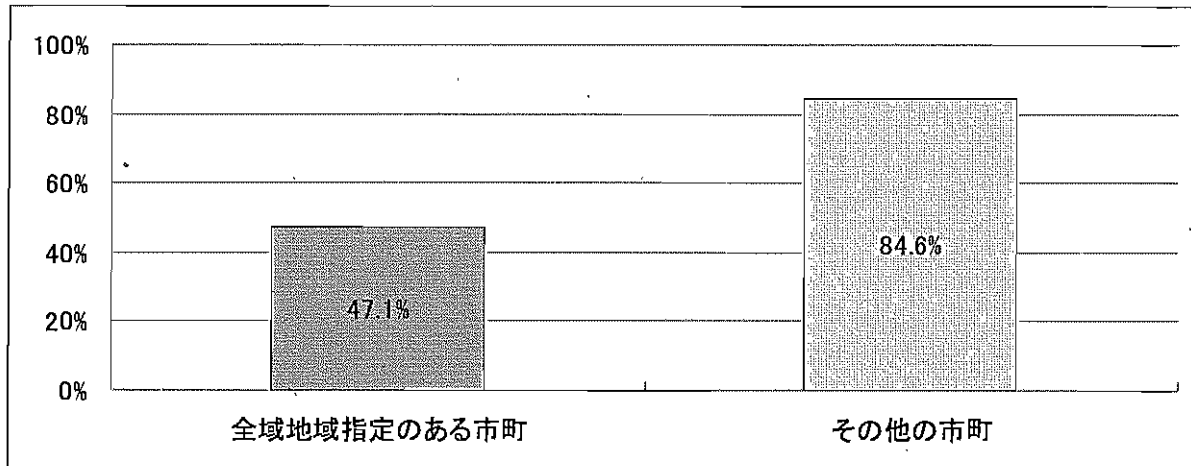
- ◆農家世帯の年齢構成を見ると、2005年までの直近10年間で販売農家の世帯員に占める65歳以上の割合が確実に高まってきています。
- ◆県の総人口に占める販売農家世帯員の割合が2005年には9%となるなど、農村地域における混住化が進んできていることが伺えます。
- ◆農山漁村地域における生活排水整備率が他地域と比較して低い水準にあると推測されるなど、農村漁村地域の生活環境整備がまだまだ十分でないことが伺えます。
- ◆農山漁村地域を訪れる都市農村交流人口は年々増加し、2008年には4百十万人を超える人が県内の農山漁村での交流活動等を行っています。

＜農家人口（販売農家の世帯員）の年齢別割合の推移＞



(資料：農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」)

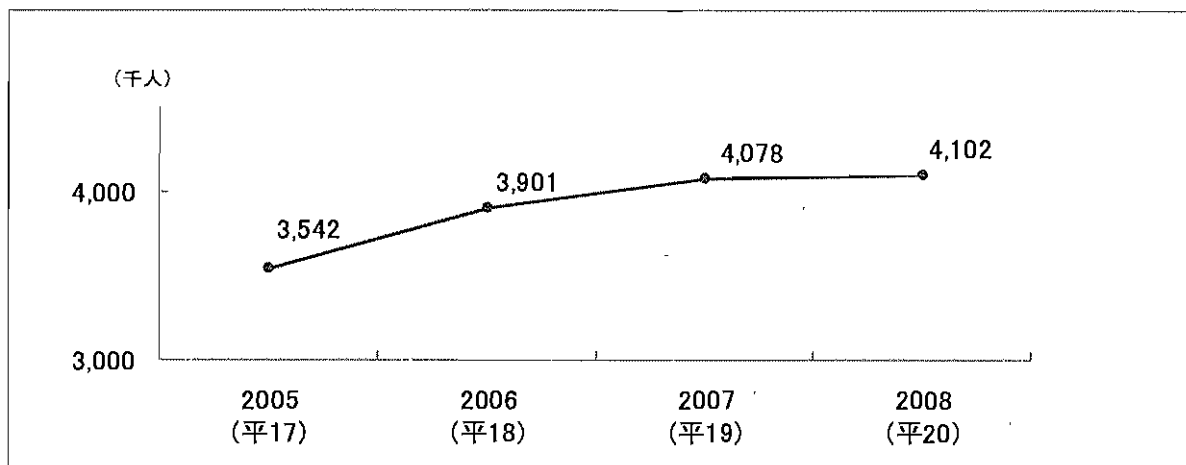
<農山漁村地域等における生活排水処理施設整備率>



※全域地域指定とは、全域で特定農山村・振興山村・過疎地域のいずれかの指定を受けているか、全域で半島振興地域の指定を受けかつ一部地域で特定農山村・振興山村・過疎地域のいずれかの指定を受けている市町。

(資料：水質改善室調べをもとに農業経営室で作成)

<農山漁村地域の主要交流施設利用者数の推移>



(資料：農山漁村室調べ)

第3章 基本方針

1. 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方

(1) 農業及び農村の果たす役割

①食料の持続的な供給

食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであるとともに、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。このため、安全性が確保され、安心して安定的に消費できる食料が、将来にわたって、持続的に供給される必要があります。

しかし、国内での食料供給力は依然低位で、農業従事者の高齢化の進展など将来的な農業生産の不安定要素もある一方、国際的には、地球的な気候変動や途上国での人口増加などから、中長期的には食料需給の逼迫が不安視されるなど、食料を取り巻く状況は予断を許さない状況にあります。

三重県においても、県段階のカロリーベースの食料自給率は2008年度（平成20年度）で43%と横ばい傾向にあることから、今後、需要に応じた食料の供給力を向上し、安心して食べられる農産物を安定的に供給することにより、県民への食料供給の安心感を醸成していく役割を果たしていく必要があります。

②多面的機能の発揮

農業及び農村は、農産物を安定的に供給する基本的な役割とともに、農業生産や農村地域のさまざまな活動を通じて、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有しています。

特に三重県の農業及び農村は、南北に長く、また、海岸線から山脈に至る多様な地形と気候の中で、地域ごとに特色のある農業生産活動と相まって、さまざまな二次的な自然、農村景観や歴史・文化を有しています。また、中規模都市が連坦する本県の都市構造とあいまって、こうした多面的機能を県民生活の場へ身近に提供しています。

県民がゆとりと豊かさを実感できる暮らしをおくるうえで、こうした農業及び農村が発揮する多面的機能は欠くことのできないものであり、将来にわたり持続的に多面的機能を発揮していく役割があります。

③地域経済と就業の場を担う産業

三重県の産業全体から見れば、農業の占める割合は小さいのですが、近年、大規模な農業経営や農業法人などの企業的な経営が生まれつつあるとともに、他産業からの農業参入する企業も現れてきています。

また、ファーマーズマーケットや大規模小売店のインショップなどを通じて、直売に取り組む農業者が増加しており、その販売額も年々増加するなど、地域に新たな活力を生み出してきています。

さらに、食品産業と連携した新商品の開発、地域の自然や景観を生かした集客ビジネス、加工や販売に一体的に取り組む6次産業化など、新たな価値創出への取組も育ちつつあります。

こうした新たな農業及び農村の活動は、地域経済の循環と地域就業の場として大きな

役割を担っています。

(2) 取組展開に向けた基本視点

農業及び農村を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、今後、こうした状況に的確に対応し、農業及び農村の果たすべき役割を持続的に発揮していくためには、中長期を見通した新たな発想での確かな視点をもって農業及び農村の活性化に取り組んでいくことが必要です。

このため、本計画を策定するにあたっては、「消費者の視点に立った農業の展開」「将来にわたる農業の持続的発展」「地域の創意工夫を重視した施策の展開」の、3つを基本視点としました。

①消費者の視点に立った農業の展開

農業及び農村の果たすべき基本的な役割である農産物を安定的に供給していくためには、持続的な生産体制を構築するだけでなく、安全・安心、新鮮、高品質、手頃な価格、健康など、消費者の食に対する多様化するニーズに応え、マーケットで支持される農産物を生産していくことが極めて重要です。

市場流通での産地間競争の激化に加え、市場外流通の増大、大型量販店による寡占化、外食や中食需要の増加などマーケットの動向が劇的に変化している中、マーケットで支持される農産物を生産することは、安定的な取引関係を構築し、ひいては儲かる農業につながっていくものです。

このため、食育などを通じた消費者との相互理解の促進や地産地消の定着をはかる中で、消費者のニーズを的確に受けとめるマーケットインの発想やニーズを先取りした需要創造型農業の考え方などを意識した経営計画の策定を促すとともに、流通事業者との商談機会や消費者への直接販売の機会の創出などに取り組み、農産物の生産をはじめ、加工や流通なども含め、常に消費者の視点に立った考え方を重視した農業展開の定着を進めていきます。

②将来にわたる農業の持続的発展

農業は、土と水と太陽から、価値ある産物である農産物を生み出すとともに、農産物生産といった単に経済的な活動だけではなく、県土の保全、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、県民生活にゆとりと豊かさを提供する経済価値だけでは計れない役割（多面的機能）を発揮するといった他の産業にはない特徴を持っています。

こうした農業及び農村のもつ産業としての特徴を継続的に発揮し、安全・安心な農産物の安定的な供給や多面的機能の維持・増進など、県民の期待に応じていくためには、農業及び農村の活動が将来に向けて持続していくことは、その前提となります。

三重県の農村では、安定的な兼業機会に恵まれており、これまで兼業の農業従事者によって農業が支えられてきましたが、近年、その高齢化や新たに農業従事する跡継ぎ等の減少など、農村での農業の労働力構成が大きく変化してきています。このような新たな状況に対応できる合理的で持続的な営農システムを改めて構築していく必要があります。

このため、国の戸別所得補償制度を前提としつつ、農業従事が困難となった農地の円滑な利用調整を地域で進める土地利用調整システムの定着をはじめ、これら農地の営農を担う認定農業者や特定農業団体などの農業経営体の育成・強化とともに、意欲ある若者の新規就農の促進、組織的な農地保全をはかる集落営農や、退職人材の回帰就農の促進、他産業からの企業参入の促進など、持続的な生産体制構築に向けた重層的な対策を進めていきます。

③地域の創意工夫を重視した施策の展開

農業及び農村の活性化をはかっていくためには、地域の農地、環境、農業に係る知識や文化など農村の資源を有効に活用しつつ、これらを有機的に結びつけ、地域の総合力を動員して、地域全体で生み出していく価値を高めていくことが重要です。

その価値を高めていく方向には、農業生産の維持や効率化を狙った取組から、農産物生産に加え、加工、流通、集客交流などに広がる6次産業や農商工連携など素材供給産業からの脱却を狙った取組など、地域の実情や特性に応じて様々な段階や方向があります。

このため、地域の実情や特性に応じて、地域の考え方を踏まえ、地域自らの活動を育て、伸ばしていくといった地域の創意工夫を重視した施策展開が必要となります。

そこで、市町や関係団体と連携し、農業者等の意欲の増進をはかりつつ、自ら目標や方針を定めた計画づくりを進め、その実行を支援していくことを基本として、例えば、地域の農地やコミュニティの維持を中心とする取組をはじめ、集落営農する地域、農作物の付加価値向上に取り組む地域、自然を生かした誘客に取り組む地域など、幅広い地域課題の解決に向けた取組を促進していきます。また、柑橘や野菜など作目によってつながる産地や、直売所等を核とした多様な作目を生産する産地など、地域の目指す方向に応じた多様な産地形成の促進をはかっていきます。

(3) めざすべき将来の姿

本県農業及び農村の活性化のためには、食に対する県民の多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要です。

こうしたことを踏まえつつ、本県農業及び農村がめざしていくべき具体的な4つの姿を定めて、その実現に向け、計画的かつ着実な取組を進めていきます。

①安全・安心な農産物が、安定的に供給されている姿

- 効率的な生産体制のもとで多様化する消費者や実需者のニーズに的確に対応した生産が行われるなど、消費者に信頼される農産物を安定的に提供するための生産・流通体制が整備されています。
- 行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視指導が行われる一方、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主衛生管理が定着しています。

②多様な農業経営が確立され、本県農業が持続的に発展する姿

- 意欲ある農業経営体が確保・育成され、経営感覚あふれる農業経営の展開や、農協等の健全な運営が行われています。
- 農業生産の基盤が整備されることによって、地域の特性を生かして効率的な生産や、農業者と消費者との交流などが活発に行われています。

③地域の特性を生かした取組が展開され、本県農村が振興される姿

- 農村地域の快適性や利便性、生産性が高まるとともに、豊かな地域の資源を生かしたグリーン・ツーリズムへの取組促進により都市住民等との交流が活発に行われるとともに、地域内経済循環型産業等の新たなビジネスが創出され、その地域に暮らす一人ひとりが元気に輝き、地域の魅力が高まっています。
- 農業の持続的な活動が行われる中で、生産者と県民との連携による多面的機能の維持増進のための活動が活発化することによりその機能が十分に発揮されています。
- 地域住民の自主的な取組により「獣害につよい集落」が育成され、地域の魅力や価値を高めています。

④本県農業及び農村を起点として、新たな価値の創出がはかれる姿

- 県民の皆さんに豊かで健全な食生活が広がる中で、消費者等の多様なニーズに応えるとともに、地域資源の特徴を生かした競争力のある農林水産物やその加工製品、サービスが充実し、県内や大都市圏等の消費者に提供されています。
- 農業による環境価値の創出のための取組が積極的に展開され、三重県の農業が県民や消費者から支持されています。

2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開

県民生活の安定と地域経済の健全な発展に資するため、農業及び農村の果たす役割を踏まえるとともに、めざすべき将来の姿の実現に向けて、次のとおり、4つの基本施策と主要な目標を定め、取り組んでいきます。

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に供給するため、効率的な生産体制のもとで多様化する消費者や実需者ニーズに的確に対応しできる生産・流通体制の整備を進めます。

また、行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視指導を行うとともに、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主衛生管理の定着を促進します。

現状と課題

世界的な経済不況や食料需給を巡るさまざまな要因により、国内における食に係る消費の減退や農業生産資材価格の高騰などが産地の維持・発展に大きく影響する中、食料自給力の向上に向けた取組を進めるとともに、多様化するニーズに応じて、消費者や実需者に支持される高品質で安心な農産物を安定して提供するための生産から販売にいたる体制整備が求められています。

また、食の安全・安心の確保に関わる体制の整備は進んできていますが、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、食品の不正表示など食にまつわるさまざまな問題の発生は依然として続いており、食の安全・安心に関する知識や情報などを消費者等が共有できるシステムづくりが重要となっています。

主な取組方向

食料自給力の向上に向けた水田の有効利用、農産物直売所等を核とした多品目適量産地の育成などを通じた既存産地の充実や新たな産地の育成、人と自然にやさしい生産技術、先進的なGAPやHACCP方式の導入、家畜伝染病監視体制の強化などを進めるとともに、食農研究クラスター形成などによる技術開発や技術移転の迅速化、実需者等との連携による農商工連携や6次産業化の促進等の取組との連携をはかりながら、消費者に支持される安全で安心な農産物を安定的に提供できる生産・流通・販売体制の構築に取り組みます。

また、農産物の生産から流通・販売にいたる過程での衛生管理や農薬等の生産資材の適正な流通、使用などについて監視指導を行うとともに、生産者、消費者等との連携により安全・安心の「見える化」などを進めます。

目標指標

施策目標項目	【現状値】 2009(平 21)	【中間目標値】 2014(平 26)	【目標値】 2020(平 32)
食料自給率(カロリーベース)			
耕地利用率(田畑計)			
産地における安全・安心農業実施率			

目標達成に向けた施策展開の内容

◆ I - (1) 需要に応じた水田農業の推進

食料自給力の向上のため、米、麦、大豆、新規需要米等を戦略的作物と位置づけ、消費者、実需者の需要開拓活動を積極的に進めるとともに、需要に応じた効率的な生産体制の構築による水田の有効活用をはかります。

◆ I - (2) 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

三重県農業を先導してきたリーディング産地等の新たな発展に向け、農商工連携、六次産業化などによる戦略的な産地経営や販路拡大などの取組を支援し、時代をリードする先進的な園芸等産地の育成をはかります。

また、ファーマーズマーケット等を核とした多品目適量産地づくりを支援し、地域住民(消費者)や実需者ニーズに応えられる農産物の提供や農産物地域内流通によるフードチェーンの構築をはかります。

◆ I - (3) 活力ある畜産業の健全な発展

安全で安心な畜産物の安定供給並びに畜産農家の経営安定をめざし、生産技術や飼料自給力の向上、衛生管理の徹底、畜産物の高付加価値化やブランド化、基幹食肉処理施設の機能充実など生産から流通・販売を通じて総合的な視点で支援を行います。

◆ I - (4) 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

農産物の生産から流通・販売にいたる過程での衛生管理や農薬等の生産資材の適正な流通、使用などについて監視指導を行うとともに、情報提供やリスクコミュニケーションの推進などにより、生産者、消費者等との連携による安全・安心の「見える化」を進めます。

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

めざす方向

意欲ある農業経営体を確保・育成するため、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進します。

また、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支える農協等の健全な運営と農業の生産基盤を整備します。

さらに、優良農地の確保、農業用水施設等の地域資源の有効活用、新品種開発等の研究を進めることにより本県農業の持続的な発展を支える農業構造の確立を進めます。

現状と課題

三重県は、温暖な気候、南北に延びる細長い地形、海と山に囲まれた多様な自然の中で、京阪神、中京等の大消費地が近いという地理的条件のもと、多様な農業が営まれてきました。一方、県内には中規模都市が点在しており、他産業への就業機会にも恵まれていることから、農家の兼業化が進んでいます。加えて、若者の流出や農業従事者の高齢化もあり、農村では農業の担い手不足が深刻になっています。

また、ライフスタイルの変化や国際化の進展などの影響を受け、農産物価格の低迷が続いています。

このような中、県民が安全・安心な食を安定的に享受できるとともに、農業に魅力を感じ、自らの職業として選択し、意欲的に農業経営に取り組むことができる環境を確立していくためには、関係機関が相互に連携した経営支援体制の整備や、集落等の地域を単位として農地の利用調整を行い意欲ある農業経営体に委ねていくしくみの構築、環境と調和した効率的で高度な生産基盤の整備が必要となっています。

主な取組方向

意欲ある農業経営体の確保・育成や、経営の安定・発展をはかるため、財団法人三重県農林水産支援センター等と連携して、新規就業希望者等へのサービスや支援の充実、経営規模の拡大に向けた支援を行うとともに、集落等を単位として持続的、安定的な営農体制の確立を進めるため、集落営農組織の設立や適切な運営、法人化等を支援します。

また、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援する農業普及事業や農協等の健全な運営と活発な活動を促進するとともに、環境と調和した生産や流通の低コスト化、高度化に対応できる農業生産基盤の整備を進めます。

さらに、耕作放棄地の再生等による優良農地の確保や農業用水等の地域資源の有効活用、新品種・新技術の開発等の研究開発を推進し、本県農業の持続的な発展に取り組みます。

目標指標

施策目標項目	【現状値】 2009(平 21)	【中間目標値】 2014(平 26)	【目標値】 2020(平 32)
農業経営体数（認定農業者、集落営農組織等）			
農業の安定的システムを確立している集落の割合			
地域活性化プランを策定した集落数			

目標達成に向けた施策展開の内容

◆Ⅱ－（１）地域農業の安定的システムの確立

集落等を単位として持続的、安定的な営農体制の確立を進めるため、集落営農組織の設立や適切な運営、法人化等を支援します。

◆Ⅱ－（２）多様な農業経営体の確保・育成

意欲ある農業者の確保・育成、経営の安定・発展をはかるため、財団法人三重県農林水産支援センター等と連携して、農業参入企業、新規就農希望者等へのサービスや支援の充実、経営規模拡大に向けた支援を行います。

◆Ⅱ－（３）生産・経営支援機能の充実

農業者の経営や産地の強化・充実を支援する農業普及事業や農協等の健全な運営と活発な活動を促進します。

◆Ⅱ－（４）農業生産基盤の整備

環境との調和や生産の低コスト化・高度化に対応できる農業生産基盤の整備を進め、農地や農業用水等の地域資源を有効に活用し、本県、農業の持続的な発展に取り組みます。

◆Ⅱ－（５）優良農地の確保

優良な農地について、農業振興地域の整備に関する法律に基づき「農用地区域内農地」に設定するとともに、良好な状態で維持・保全し、かつ、有効利用をはかります。

◆Ⅱ－（６）農業を支える技術開発の推進

競争力のあるブランド製品の創造や地域農業への貢献を目指し、多様な主体と連携して、消費者ニーズに対応した高品質農産物の省力・低コスト・安定生産技術の研究開発に取り組みます。

◆Ⅱ－（７）畜産業を支える技術開発の推進

消費者（県民）のニーズに応える畜産物生産に係る新技術を開発します。

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

めざす方向

農村地域の快適性や利便性、生産性が高まるとともに、豊かな地域の資源を生かしたグリーン・ツーリズムへの取組促進により都市住民等との交流が活発に行われ、さらには、地域内経済循環型産業等の新たなビジネスも創出され、その地域に暮らす一人ひとりが元気に輝き、地域の魅力が高まっています。

また、農業の持続的な活動が行われる中で、生産者と県民との連携による多面的機能の維持増進のための活動が活発化することによりその機能が十分に発揮されるとともに、地域住民の自主的な取組により「獣害につよい集落」が育成され、地域の魅力や価値を高めています。

現状と課題

社会情勢の変化に伴い、農村地域では過疎化、高齢化が進むとともに、地域の基幹産業である農業等の低迷により、地域活力の低下や担い手不足が深刻化しています。特に、中山間地域では過疎化、高齢化の進行が著しく、集落や地域コミュニティの機能低下に加えて、野生鳥獣による農産物への被害の増加により耕作放棄地が増加するとともに、地域が有する多面的機能の維持も困難になりつつあります。

一方、「心の豊かさ」への志向などを反映して、美しい景観や伝統文化に恵まれた農村に対する「ゆとり」や「やすらぎ」などの多面的な機能の期待が高まっています。

主な取組方向

農村地域の快適性、利便性、生産性の向上に向け、農村地域の生活環境や生産基盤の整備、地域の魅力が発揮できるむらづくりを進めます。

また、人、自然、文化、農産物等の豊かな地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムの推進による都市と農村の交流・共生を促進し、地域住民や訪れた人びとが満足できる魅力的な地域づくりや、地域に密着した地域内経済循環型産業等の新たな産業展開を支援することにより、元気なむらづくりを進めます。

農業がもつ多面的機能の維持増進をはかるため、地域住民や都市住民等多様な主体の連携により、社会共通資本である農地・農業用水等の地域資源を維持・向上・発展させます。

さらに、鳥獣害対策については、人の生活と自然との共生や生物の多様性を考慮するワイルドライフ・マネジメントの考え方にに基づき、「被害対策」と「生息管理」を組み合わせる総合的に実施していきます。そのため、狩猟や捕獲を進めるとともに、集落全体で対策活動について話し合い、行動する「獣害につよい集落」づくりを推進します。

目標指標

施策目標項目	【現状値】 2009(平 21)	【中間目標値】 2014(平 26)	【目標値】 2020(平 32)
農村地域の主要交流施設利用者数			
資源保全活動組織数			

目標達成に向けた施策展開の内容

◆Ⅲ－（１）魅力が発揮できる農村づくり

農村地域の快適性、利便性、生産性の向上に向け、農村地域の生活環境や生産基盤の整備を行うとともに、持続的に維持・発展ができる魅力が発揮できる農村づくりを進めます。

◆Ⅲ－（２）交流・共生による元気な農村づくり

農村地域における人、自然、文化、農産物等の豊かな地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムの推進により都市と農村の交流・共生をはかり、元気な農村づくりを進めます。

◆Ⅲ－（３）多面的機能の維持増進

地域住民をはじめ多様な主体の参画による農地・農業用水等の地域資源の保全向上活動を活発化することにより、農業及び農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるとともに、地域活動の活性化がはかれることをめざします。

◆Ⅲ－（４）獣害につよい農村づくり

人の生活と自然との共生や生物の多様性を考慮し、「被害対策」と「生息管理」を組み合わせる総合的に実施する獣害につよい農村づくりを進めます。

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向

消費者の多様なニーズに的確に対応し、地域資源の特徴を生かした競争力ある農産物やそれらの加工品、サービスの充実をはかるとともに、県内や大都市圏等の消費者に効果的に提供していくための環境整備を進めます。

また、三重県の農業が県民や消費者に支持されるよう、環境等への積極的な配慮を行う、環境創造型の生産活動等を促進します。

現状と課題

少子高齢化やライフスタイルの変化による個食化の進行などにより世帯あたりの食品購入量が減少する一方で、食の簡便化に伴って食生活への支出に占める外食や中食の割合が拡大してきています。

加えて、消費者ニーズの多様化が進み、地域の個性的な食や製品、農村の文化・風土に根づいたサービス等に対するニーズの高まりが見られる中で、農産物直売所、インターネットなどによる販売が拡大するなど、農産物やその加工品の流通形態が多様化しています。

こうした中、三重県の農業が持続的に発展し、さらには成長産業となっていくためには、食育や地産地消運動の推進により食と農業の結び付きを強化し、消費のニーズを的確にとらえた経営の展開や付加価値の向上をとおして、新しいビジネスモデルが創出されていくことが必要です。

さらに、消費者に支持される農業を構築していくためには、生産活動における環境配慮取組の展開など、農業における環境価値の創出を促進していくことが求められています。

主な取組方向

県内の農業者や食品製造事業者自らが、消費者、実需者のニーズを的確に把握することができるよう、食育や地産地消運動の推進をとおした消費者と生産者のコミュニケーションを促進する機会の創出やしくみづくりなどの環境整備を進めます。

併せて、意欲ある事業者等を対象にして、地域資源の高付加価値化やブランド化への支援をとおしたビジネスモデルの創出を促進するとともに、直売所等を核とした新たな域内流通のしくみづくりや、大都市圏、海外へ向けた販路開拓の取組を支援します。

また、農村地域の特色ある地域資源を生かした域内経済循環型産業等の創出・育成を支援することにより、農村地域の活性化をはかります。

さらに、生産活動における環境配慮取組の展開など農業による環境価値の創出の促進をとおして、県民や消費者に支持される農業の構築に取り組みます。

目標指標

施策目標項目	【現状値】 2009(平 21)	【中間目標値】 2014(平 26)	【目標値】 2020(平 32)
農業の価値創出に取り組む事業者数の伸び率			
県内産品を意識的に購入する人の割合			
大都市圏等への販路拡大に挑戦し成果を得た事業者の割合			

目標達成に向けた施策展開の内容

◆Ⅳ－（１）食育・地産地消の推進

県内で生産される食物を通じた健康で豊かな県民生活が実現されるよう、生産者が消費者の期待と信頼に応える生産を行うとともに、食育の推進により生産者と消費者の結びつきの強化をはかるための環境整備を行います。

◆Ⅳ－（２）農業の環境価値創出の促進

農業の生産活動における環境配慮取組の展開を支援することを通じて、県民や消費者に信頼され、支持される農業の構築や農業経営の発展につなげます。

◆Ⅳ－（３）新たなビジネス展開の促進

マーケットインの発想で農産物の高付加価値化やブランド化に取り組む意欲的な農業者等を対象に、それらの取組に対する支援をとおしてビジネスモデルの創出を促進します。

また、農村地域の特色ある資源を活かした地域内循環型産業等の創出・育成を支援することにより、農村地域の活性化をはかります。

◆Ⅳ－（４）新たなマーケティング戦略の展開

消費者ニーズや市場動向を把握し、新たな需要を創造することを通じて、県産農産物の域内流通のしくみづくりや大都市圏、海外へ向けた販路拡大に取り組む事業者を支援し、経営の自立と地域の活性化につなげます。

第4章 推進体制の整備

1. 計画の推進体制

計画に掲げる基本施策を着実に実施し、その目標を実現していくためには、農業生産に取り組む主体である農業者はもとより、消費者や関係団体、行政が連携をはかりながら、それぞれの役割に応じた積極的な取組が展開されることが重要です。

(1) 農業者に期待される役割

農業者には、計画推進の主役として、安全・安心な食料を安定的に供給するとともに、農業及び農村の多面的機能の発揮を通じて県土の保全や景観の形成などに貢献していることを認識し、地域経済を支える重要な産業としての農業に従事していることに誇りをもって自らの農業経営を展開していくことが求められます。

また、安全・安心な食料の供給のための安全・安心農業生産への取組や消費者との交流はもとより、食品産業等の他産業との連携協力を努めることにより、農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

(2) 農業団体等に期待される役割

農業団体等には、それぞれの団体の設置目的を踏まえて、組織や機能の強化、県民や消費者や他産業との連携協力をはかりながら、意欲ある多様な担い手の育成・確保、優良な農地の確保・保全、産地形成、販路開拓、6次産業化や農商工連携等による新たな価値の創出、農村地域の活性化などへの支援を行っていくことが期待されます。

(3) 他産業に期待される役割

食品産業等の他産業には、農業者と同様に、安全・安心な食を供給するとともに、県産農産物の利用や農業者との連携協力の促進、県内外への情報発信、県産食材の供給等を通じて、本県農業及び農村の活性化に貢献することが期待されます。

(4) 県民に期待される役割

県民には、単に食料を購入・消費するだけでなく、農業及び農村の果たしている役割を理解するとともに、広く国際的な情勢や地球環境問題などについての情報を入手し、食に対する知識や食を選択する力を身につけることが求められています。

また、地産地消運動などへの参画はもとより、農業者との交流活動や農地や農村の保全活動等にも積極的に参画することなどが期待されます。

(5) 市町に期待される役割

地域主権社会の実現に向けた動きが加速してきている中で、市町には、農業者や農村地域住民にとってもっとも身近な行政機関（基礎自治体）として、そのエリアにおける農業及び農村の活性化を促進する役割が期待されています。このため、市町は、農業及び農村施策の展開にあたって、関係機関や団体等との連携をはかりつつ、地域段階における創意工夫に基づく農業者や集落、産地等の主体的な取組を引き出し、支援していく

ことが期待されます。

(6) 県が果たす役割

県は、全県的な視野で、安全・安心な食料の安定的な供給や本県農業を支える意欲ある多様な担い手や新規就農者等の育成・確保、農村を維持、活性化するための農村地域政策に取り組めます。

また、基礎自治体である市町や、農業団体との密接な連携のもと、

- ①安全・安心な農業生産に取り組む産地やブランド形成、高付加価値化、多様な担い手が意欲と経営感覚をもって持続的に農業経営を展開していくことができる環境づくりなど、創意工夫に基づく農業者や地域等の主体的な取組に対する支援
- ②普及指導活動などによる、生産技術面におけるスペシャリスト機能、経営発展促進面や地域活性化面等におけるコーディネート機能の発揮などを通じた、地域の主体的な取組に対するマンパワーを生かした支援
- ③農業者や消費者のニーズ、食品関連企業等の多様なニーズ・シーズ、急速に変化する社会情勢等を踏まえた、長期的視点からの研究開発、生産等の現場で直面する諸課題の解決につなげる視点からの研究開発の実施
- ④市町が行う農村地域政策に対する補完と支援

など、地域の実情に即した農業及び農村の活性化に取り組んでいきます。

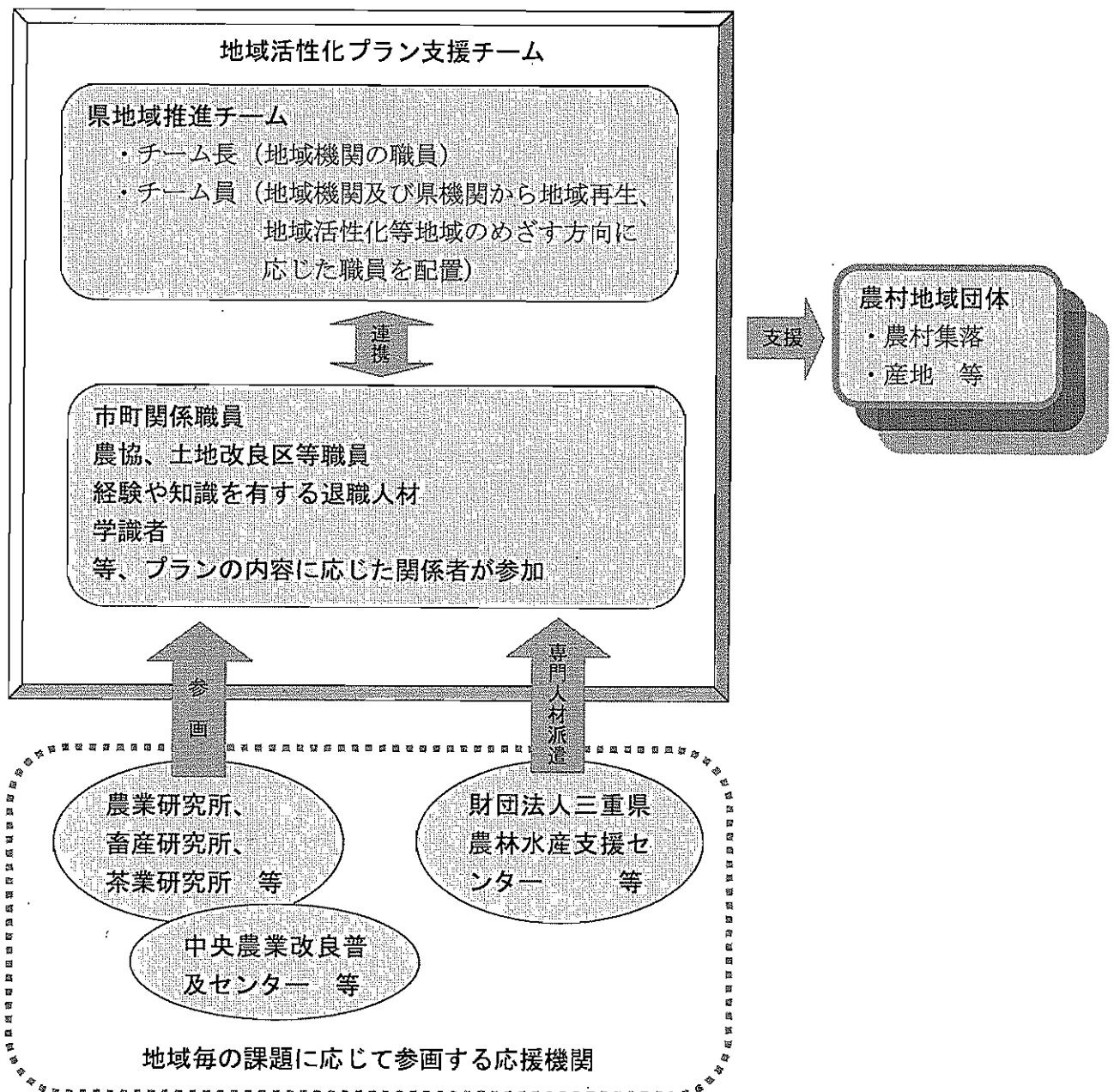
2. 地域活性化プランへの支援

農産物の安定供給や多面的機能の維持増進など農業及び農村が果たすべき基本的役割は、農業が将来に渡って持続的に展開されることで発揮されます。

そのためには、農業及び農村の活性化に向けた取組として、集落や産地など地域の創意工夫のもと、農地、景観、文化などの地域資源を有機的に結び付け、効果的に活用する取組を農業者のみならず非農家を含む地域の住民が、一体となって実行することが必要です。

これには、地域が主体となり、地域が有する資源の棚卸しを実施するとともに、その資源を有効活用して、地域の価値を高める「地域経営（マネジメント）」の取組を実践することが必要であり、そのためには、地域の総意による活性化に向けた「地域活性化プラン」の策定と、プランに基づく取組が確実に実行されていくことが重要です。

●支援チームの構成イメージ



平成22年度第1回三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する 基本計画策定懇話会の開催概要について

<日時>平成22年9月22日(水) 15時~17時15分

<出席委員>11名(全14委員中)

<説明資料>資料1 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例(仮称)の策定について

資料2 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例(仮称)」の考え方(素案)

資料3 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画及びアクションプログラムの構成
(検討素案)

○出席委員からいただいた主な意見の概要

- ① 条例は方向性を示すものとして、こういうものでよいのではないか。条例を作っただけで終わらないよう、具体的なものを基本計画に盛り込んでいく必要がある。
- ② 条例に基づいて予算が確保されるよう期待している。
- ③ 小売の立場からは条例案を理解できる。
- ④ 右肩上がりの時代には国追従でよく、三重県の主体性は無くても良かったが、これからは三重県が地に足を付けて取り組んでいく必要がある。そのためにも条例や基本計画が必要だと思う。
- ⑤ 基本計画は、農業者や市町などにきちんと行き渡り、形になって機能する必要がある、実効性が求められる。
- ⑥ 基本計画の枠組みはこれで良いので、次回には具体の計画を出してもらいたい。
- ⑦ 限られた財政負担で展開していくうえで、他府県と違った部分を具体的に攻めていかないとおそらく生き残れない。
- ⑧ 国の政策との整合性や、県の中での整合性を問われるので難しい面があると思うが、ある程度自己完結できるところはどこかを意識した方が良い。例えば地産地消、産地戦略などがそれにあたると思う。
- ⑨ 園芸の中には茶、花、果樹も全て入っていると思うが、三重県の特徴ということを考えれば、もう少し品目別の構成も考えた方が良い計画になるのではないか。
- ⑩ 水田農業に関して、一集落一農場が理想と考えている。そうしたことを進めるための取組を考える必要がある。
- ⑪ 国の戸別所得補償制度などについて、現場では軋轢が生じていると聞いている。大規模化をめざす農業者からの農地の貸しはがしについては、我々と契約している農家でも一部に見られる。そういった点も含めて、何かうまい施策があればよいと思っている。
- ⑫ 「農業及び農村を起点とした新たな価値の創出」のところで、斬新な提案が出せれば良いと思っている。
- ⑬ 農地面積の目標を定めることが必要である。また、都市農業についても位置づけが必要である。
- ⑭ ゆとりある生活を送るために、どのような農業経営をめざすべきかなど、経営モデルを示してもらえればありがたい。
- ⑮ 現在も地域内で一番若手であるが、おそらく10年後も一番の若手のままだと思う。希望や夢を持って農業がやれるようになれば良いと思っている。

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画策定懇話会開催要領

1 目的

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（仮称）」に基づく県基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたって、農業者や関係団体、有識者等からの意見を聴取することを目的として、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催します。

2 協議事項等

懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行います。

- （１）農業の振興に関する事
- （２）農村の活性化に関する事
- （３）農業・農村を起点とした新たな価値の創出に関する事
- （４）農業・農村の活性化への県民参加などに関する事
- （５）その他、基本計画の策定に必要な事項

3 委員の構成

懇話会の委員構成は、次の通りとします。

- （１）別表に掲げる者
- （２）その他、特に必要と認められる者

なお、懇話会の円滑な議事進行を図るため、（１）の委員の中から座長を置くこととします。

4 委員の代理

懇話会の委員がやむを得ない理由で出席できない時は、代理の者を出席させることができるものとします。

5 会議の招集

懇話会は、三重県農水商工部長が招集します。

6 その他

その他、懇話会の運営に関して必要な事項は、別途定めます。

(別表)

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画策定懇話会 委員

氏名	所属・役職等	備考
安保 武治	三重県指導農業士連絡協議会	農業者(施設野菜)
石本 慶紀	三重県青年農業士連絡協議会、 第9回全国グリーン・ツーリズムネットワーク大会三重県実行委員会東紀州地区分科会委員	農業者(果樹) 農村交流
小林 陽子	三重県農村女性アドバイザーネットワーク、 三重の畜産女性の会「サン・カラット」代表世話人	農業者(畜産)
前川 正次	三重県稲作経営者会議 株式会社前川農産	農業者(水田) 農業法人
松尾 廣文	三重県花植木振興会副会長	農業者(花き)
松倉 大輔	三重県茶業会議所青年部 有限会社深緑茶房	農業者(茶) 農業法人
米山 宗隆	三重県農業会議事務局長	農業団体
森田 幸利	三重県農業協同組合中央会営農対策部次長	農業団体
加藤 巖	三重県土地改良事業団体連合会企画総務課長	農業団体
橋本 成久	三重県食品産業振興会 太陽化学株式会社品質保証部品質保証グループ グループリーダー	食品関連事業者
白塚 康浩	日本チェーンストア協会中部支部、 マックスバリュ中部株式会社商品部マネージャー	食品流通関連事業者
森 真由美	特定非営利法人地産地消ネットワークみえ理事、 生活協同組合コープみえ	NPO 生協
北 尚子	三重県消費者団体連絡協議会副会長	消費者
内山 智裕	三重大学大学院生物資源学研究科准教授	学識経験者

順不同、敬称略